

平成18年予算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成18年3月14日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時33分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

- 議案第 3号 平成18年度士別市一般会計予算
- 議案第 4号 平成18年度士別市診療施設特別会計予算
- 議案第 5号 平成18年度士別市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成18年度士別市老人保健特別会計予算
- 議案第 7号 平成18年度士別市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成18年度士別市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 9号 平成18年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第10号 平成18年度士別市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第11号 平成18年度士別市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第12号 平成18年度士別市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第13号 平成18年度士別市工業用水道事業特別会計予算
- 議案第14号 平成18年度士別市水道事業会計予算
- 議案第15号 平成18年度市立士別総合病院事業会計予算
- 議案第16号 士別市振興審議会条例の制定について
- 議案第17号 士別市中小企業振興条例の制定について
- 議案第18号 士別河川防災ステーション条例の制定について
- 議案第19号 士別市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 士別市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 士別市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 士別市基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 士別市学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 士別市朝日山村広場条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 士別市福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例について

- 議案第26号 士別市子ども通園センター条例の一部を改正する条例について
 議案第27号 士別市ホームヘルプサービス条例の一部を改正する条例について
 議案第28号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第29号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について
 議案第30号 士別市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例について
 議案第31号 士別市農業活性化施設条例の一部を改正する条例について
 議案第32号 士別市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
 議案第33号 士別市営住宅条例の一部を改正する条例について
 議案第34号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第35号 士別市表彰条例の制定について
 閉会宣告

出席委員（31名）

委員	田村明光君	委員	粥川章君
委員	神田壽昭君	委員	岡崎治夫君
委員	柿崎由美子君	委員	池田亨君
委員	谷口隆徳君	委員	川崎毅君
委員	小池浩美君	委員	秋山武四郎君
委員	山居忠彰君	委員	坂本勝己君
委員	小貫勝太郎君	委員	富長俊磨君
委員	山田道行君	委員	熊田庄一君
委員	安藤康夫君	委員	寺下亘君
委員	遠山昭二君	委員	岡田久俊君
委員	齋藤敏一君	委員	長南尚君
委員	阿部豊吉君	委員長	近藤礼次郎君
委員	菅原清一郎君	副委員長	穴井芳明君
委員	斉藤昇君	委員	田宮正秋君
委員	中村稔君	委員	牧野勇司君
委員	西尾寿之君		

欠席委員（1名）

委員	早川龍男君
----	-------

事務局出席者

議会事務局長 辻 本 幸 慈 君

議会事務局
総務課長 藤 田 功 君

議会事務局
総務課主査 浅 利 知 充 君

議会事務局
参事 岡 田 成 治 君

議会事務局
総務課主幹 近 藤 康 弘 君

議会事務局
総務課主事 岩 端 聖 子 君

(午前10時00分開議)

副委員長(穴井芳明君) ただいまの出席委員は30名であります。

定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

副委員長(穴井芳明君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

副委員長(穴井芳明君) なお、早川龍男委員から欠席、近藤礼次郎委員長から遅参の届け出があります。

副委員長(穴井芳明君) それでは、13日に引き続き総括質問を行います。

池田 亨委員。

委員(池田 亨君) それでは、総括質問をいたします。

最初に、細かい計数は別にして、最初に平成17年度決算の見込みと、それから平成17年度のこの決算が平成18年度予算にどのように引き継がれてきているのか、そのことについてどのような分析をなさっているのか、最初にお聞かせをいただきたいと思います。

副委員長(穴井芳明君) 三好財政課長。

財政課長(三好信之君) 企業会計を除く会計の決算見込みについて、私の方からお答えいたします。

一般会計及び特別会計ともに、現段階では収支均衡あるいは黒字決算を見込んでおります。

ただ、一般会計の決算見込みにおきまして、本日閣議決定の予定となっております特別交付税が今入っている情報によりますと、若干見込みを下回るような結果となりそうなこと、あと、市税の関係についても今後大きく増収にならないというような見込みにありますので、平成17年度予算で基金からの繰り入れが約4億6,500万円ほど予定しておりますけれども、それを全部繰り入れたとしても、およそ1億5,000万円～2億円の繰越金の確保しかできないのかなというふうに考えております。

それで、お尋ねの平成18年度予算との関係ですけれども、平成18年度予算の中で除雪経費とか廃止路線バスのそういった関係、これを当初予算に計上しておりませんので、これらの関係で約3億5,000万円ほどの補正財源が必要というふうに考えております。これは平成18年度の普通交付税の算定結果、7月の算定結果にもよりますけれども、平成18年度の補正財源の確保という面では、現段階ではぎりぎりか、かなり厳しい状況にあるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

副委員長(穴井芳明君) 池田委員。

委員(池田 亨君) そうしますと、おおむね大体いい形での決算が見込めるという、そういうような状況だというふうに受けとめさせていただきたいと思います。

それで、実は、私の一般質問で市立病院の関係について御答弁をいただきました。その中で、これは病院関係の質問でかなり後段の部分になりますけれども、実は病院の経営について、このようにお答えいただいているわけです。効率的な病院経営を目指すことを基本に、病棟の有効利用と適正な人員配置に努め、後発医薬品使用による薬剤費の削減等により、当面は経費の圧縮に極力努め、収支不足額の削減を図ってまいりたいと考えているところであります。このような御答弁をいただいたわけでありまして。この後、実は北海道新聞の3月9日付だったでしょうか、このライフ欄で土別の病院で普及進むということで、この後発医薬品ですね、ジェネリック医薬品の報道記事がございました。この記事を読ませていただきますと、これはかなり後段の方になるわけですが、これは、この石王薬局長の言葉として、後発医薬品は病院側にとって薬品費を抑えられる。患者さんにとっても薬代の負担が減るという利点を挙げているという、そういった文章があるわけですが、この新聞の報道記事によりますと、院内分が623万円、それから院外分が2,150万円の節減効果があったというふうに書かれております。この中で、実際どの程度患者さんの負担減になっているのか、この計数を教えていただきたい、こう思います。

副委員長（穴井芳明君） 谷口市立病院事務局次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） 池田委員の御質問にお答えをしたいと思います。

後発医薬品の関係でありますけれども、一般的に言われておりますのは、通常の医薬品の2割から8割程度安いというふうなことが言われておまして、その医薬品によりましていろいろな価格があると思いますけれども、現実的にはその入れた金額によって患者さんが3割負担で、通常であれば3割負担でございますので、それだけの金額が安くなるということになるかというふうに思います。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） それで、計算式は何となくわかったような気がします。今、計数として、これは両方で2,150万円の薬価代の節減になったと、こう書いているんです。ですから、2,150万円のうち患者負担が軽くなった金額、これは大体幾らぐらいに抑えておられるのか、それをお聞きしたかったんです。

副委員長（穴井芳明君） 谷口次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） 院外処方でございますので、市内それぞれの薬局の方に出向いて薬をもらうということになるかというふうに思います。それで、その実情については、病院の方では把握をしていないわけでありまして、通常であれば半額程度の薬品ではないかなというふうに思いますので、一般的に患者さんが1,000円負担するということがあれば、500円程度は安くなるのではないかと、このように思っているところでございます。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 私は一般論としてお聞きしているんじゃないかと、具体的な計数でお聞きしているんですよ。ということは、今、特に高齢者、年金世帯について、年金世帯の方は医療費

の負担が非常に大きくなっている。年金が大体漸減の傾向にあると、そういうことで非常に不安を抱えている。そんなことで、こういうジェネリック医薬品を使用した場合に、どれぐらいの負担軽減になるのか。これはやっぱり患者さんに対する医療サービスの一つだと思うんです。ですから、ここで2,150万円という数字が出れば、当然患者さんの負担分がおおよそ幾らぐらいということが私は出てくるような仕組みになっているのではないかと、そう思うんです。ですから、そこら辺が患者さんは一番知りたいところだと思うんです。ですから、そこら辺のところを私は具体的にお聞かせいただきたいなと、こう思っているんです。

副委員長（穴井芳明君） 藤森市立病院事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） ただいま言いましたように、院内で623万円、これはあくまでも例えば正規の新薬というもので買えば1,000万円をするものが、ジェネリックというこの後発薬品を買えば、例えば半額だということであれば500万円で購入するという形になるわけですね。ですから、当然そうすると患者さんについても、今まで3割負担で薬代が種類によっていろいろ違いますから、個々の部分は出せませんが、先ほどから説明しておりますように、3割負担で月額例えば一月分1,500円支払っているという患者さんがいると、これをジェネリックに変えますと、例えば市販の新薬の5割の価格で入ってくるということになれば、当然患者さんの負担も5割になるということですので、今まで1,500円を払っていた薬の一部負担金につきましては、今度750円になる、こういうような計算になるということになります。

以上であります。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） そうしますと、現在、例えば患者さんが1,000円払っていたとする。そして、この後発医薬品を使ったことによって1,000円になったんだから、これは普通新薬を使うと大体3割ぐらいですか、高くなって、本来1,300円負担をしていただかなければならないところを現行1,000円で済んでいるんですよと、そういうふうを考えてよろしいということですか。

副委員長（穴井芳明君） 藤森事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） 当然ジェネリックを使っているということになれば、そういう形の中で自己負担については安くなる。

ただ、今言いましたように、多く私どもでは、それなりにそのまま後発医薬品についてはパーセントテージもたくさん使っているわけではないですから、すべての患者さんにそれが該当するというだけではまだなっていないという状況であります。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） そうしますと、一般質問でお答えいただいた、後発医薬品使用による薬剤費の削減等により、当面は経費の圧縮に極力努めていく、そのことは当然患者負担も含めて、病院経営にこれは有効な選択なんだと、そういうふうにお答えいただいたということで理解し

てよろしいわけですね。

副委員長（穴井芳明君） 藤森事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） お答えいたします。

当然薬剤費については購入単価も落ちるわけですから、当然そういうことになれば費用も削減される。当然それ分については、患者さんについても安くなるわけですから、当然安い単価の部分で薬を出せるということになります。

ただ、今も言いましたように、後発医薬品につきましては、きちんとしたそういういろいろなところの機関を経ながら情報ですとか、それから本当にそれが継続的に供給されるかとか、いろいろな実は問題がありまして、なかなか国が言うような形の中で多く伸びていないというのが現状でありますけれども、ただ、今言いましたように、そういう形の中で当然それが同じ効果があって、患者に対してもプラスがある。さらに、病院に対してもプラスがあるようなものについては、やはり今後ずっと取り入れながら、そういう経費の削減をしていきたいというふうに考えております。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） そうしますと、この後発医薬品は相当の種類がありますよね。医薬工業協議会が出しているデータによりますと、約1万種類ぐらいあるようなことになってはいますが、これからこの後発医薬品の使用については、かなり拡大されていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

副委員長（穴井芳明君） 藤森事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） お答えをいたします。

今回のこの4月からの診療報酬改定の中におきましても、やはり国につきましては、この医療費が非常に増大しているというようなことも含めて、厚生労働省そのものもこの後発医薬品の使用については促進をするという、一定程度のそういうような話も出てきております。当然そういう形で国もそういうような動きになっておりますし、それから、あと、いろいろな処方の問題もありますけれども、そういう一定的な流れになっておりますので、今後についてはそういう形になっていくと思います。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 実は、これはジェネリック医薬品の関係について調べていただいたのがあつたんです。この中に、患者の同意を得てジェネリック医薬品を処方した場合には、医薬品品質情報提供料として10点が加算されることになっているというのは、10点分これは病院側に収入として入るといふ、そういうようなことなんでしょうか。

副委員長（穴井芳明君） 藤森事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） お答えを申し上げます。

今回、診療報酬の改定について先般細かいものが出たものですから、申しわけないですが、分析しておりませんが、基本的には今回ジェネリックを使った分については、医師が使

ってもいいよというような指示を出せば、あとは患者が薬局に行って、それを指定するという
ことになると思うんです。

ただ、先ほど言いましたように、1万というような後発医薬品のことを言いましたけれども、
実は私どもの資料でも5,000~7,000ぐらいだという話もあって、その辺の後発医薬品の数は別
にしましても、その辺ありますと、医者が本当にその分を含めてどのような薬が出ている
のかという情報等もまだはっきりしておりません部分があるものですから、どこまで出るかわ
かりません。

ただ、今言いましたように、この点数については、基本的には処方したときの点数というふう
に考えております。処方料ではなく、処方をしたときのというふうに考えております。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） そうすると、処方したときの点数ということになりますと、例えば院外で
薬を出したような場合は、その薬局さんがその分を取れるという、こういうことですね。

副委員長（穴井芳明君） 藤森事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） 多分そういう形になるというふうに思っています。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） この後発医薬品については、この北海道新聞の記事にもありますように、
実は市内の松塚先生の話では、少しこれを使うということはどうなのかなというような、そう
いうようなお話も出ていまして、実際、後発医薬品で別なそごがあったという、そんなことも
実は聞かされたこともございます。

しかし、25年も使われている薬なわけですから、ほとんどはこの安全性については、特別な
場合を除いて実証されているんだろうと思うんです。それから、ジェネリック医薬品として認
められるというのは、厚生労働省の一定の基準をクリアしなければ認められないという、そう
いうようなシステムにも何かなっているような感じがするんです。ですから、これはお医者さ
んが好むかどうかということも一つあります、医療上の問題がありましてね。ですけれども、
おおむねこれはやっぱり安全性が確認されているというふうな押さえから考えますと、やはり
患者さんに対する医療費の負担をできるだけ軽減させるという意味では、このジェネリック医
薬品の活用は当然これから拡大していただきたいなと、こういうふうに考えるわけです。

実は、私もこれは余り詳しく承知していません。NHKテレビの報道を見たり、新聞の記事
などを見て、こういう制度があるんだなということを承知したわけですがけれども、ひとつ医療
サービスをする側として、こういった情報については的確に幅広く収集をして、できるだけ患
者さんの負担軽減に努めていただきたいなと、こう思います。

実際、これも多分難しいと思います。難しいと思いますけれども、どの程度こういったこと
を採用することによって、土別の市立病院が患者さんに対してサービスをしているのかとい
うことも、これはデータのとり方は難しいと思いますけれども、そういった計数も把握しながら、
実は大いに市民に、利用者に対する周知を図っていただきたいな、そんなふうに思います。

それから、もう一つ、これはお聞きしたいんですけども、薬事法の関係で言えば、治験という制度があるようです。この治験というのはどういうことなのか、これを私は承知しておらないので、この内容について教えていただければありがたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 谷口事務局次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） 今、治験という言葉が委員の方から質問ありましたけれども、治験と申しますと、治療試験の略というふうになってございます。製薬メーカーにおきましては、いろいろな薬を開発しているわけでございますけれども、製薬メーカーの方では、人ではなくて、いろいろマウスだとか、そういう動物実験をしているわけございまして、これをいざ販売するようになりますと、やはり人に使ったデータが必要になるというようなことで治験を行っているところでございます。現在は、患者さんにある一定程度薬を投与して、その安全性が認められるというようなことになれば、初めて薬が認められて発売されるというようなことになろうかというふうに思っております。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） この治験というのは、どんなシステムでやられているのかわからないんですが、新しい薬を開発するときに、開発料というのは100億円ぐらい使ってやるというようなことも、実はインターネットで見えますと言われております。まして日本の場合、こういった協力機関が非常に少なく、この新薬開発に非常に苦慮しているというような、そういうような実は報道もございます。これも期間的にどう対応するのかというのも一つあると思えますけれども、もし仮にこういった製薬業者に協力を提供することによって、新たな収入源が見込めるような道があるとすれば、これはひとつ考えておく 即できるかどうかということは一つありますけれども、私はそういったことも病院が生き残りをかける一つの素材として考えてみるのも、そんなに無意味なことではないのかなと、そんな感じがします。

これは、私も実は制度的なことは余りよく知りませんし、こういうことで製薬会社が開発に非常に苦慮をしている。しかも日本のこういった製薬業界は、欧米諸国に比べてこういったシステムの立ちおくれがあるなどということをちょっと聞きかじったものですから、これはひとつお調べいただいて、いずれかの機会に教えていただければありがたいなと、こう思います。

実は、市立病院の会計現況についてお聞きする予定でありましたけれども、これは昨日かなり細かく熊田委員が質問されておりますので、これは私の方でお聞きしたいというふうに申し上げていたけれども、この部分については割愛をさせていただきたいと思えます。

それで、平成18年度予算に関連して1つお聞きしたいんですけども、市の指定文化財がございまして。この文化財の一つに、一番わかりやすいのは屯田兵屋であります。この屯田兵屋は、実は土別にとってかなり価値のあるものではないかなと、そんなふう思うんです。それで、今現況を見ますと、屋根には何か青シートをかけて、いろいろと保存に苦慮されているようでありましてけれども、今年の予算を見ますと10万円の予算が組まれております。10万円の予算が組まれておりますけれども、これは屯田兵屋にかかわるものではないというふうにお聞き

しておりますから、この文化財、屯田兵屋をこれからどのような形で保存について考えていられるのか、方針をお聞かせいただきたいと思ひます。

副委員長（穴井芳明君） 那須生涯学習課主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） お答えいたします。

この屯田兵屋の保護、管理方法につきましては、例えばカーポートのようなもので建物全体を覆う方法、あるいは建物全体を博物館内に移設するような方法を検討いたしてまいりましたが、博物館の展示スペースの問題、さらに多額の費用が必要となることなどから、実施できずに現在に至っている状況でございますが、しかしながら、委員の御指摘のとおり、屯田兵屋の壁材、部材の傷みを含めまして建物全体が老朽化しているのは明らかでございますことから、早急な対応に迫られている状況にありますので、さきに申し上げました保護対策のほかに、現在の屯田兵屋のはりや柱をそのまま利用いたしまして、なおかつ補強対策を施して改築する方法も含めまして、具体的な対策を立てていきたいというふうに考えているところでございますが、1点、シートにつきましてお答えいたしますと、シートにつきましては、冬期間、雪害により建物がつぶれてしまうことを避けるために、積もった雪がなるべくスムーズに流れるようにということで、冬期間だけかけているところでございます。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 私は、青シートをかけて夏期間もずっと青シートをかけているというふうには思っていないし、実際に現況を見てもそうじゃないんです。ただ、冬期間どうこれを守るかということで、青シートをかけてやっている。だけれども、あれはそんなに木製の古い建物を保管するには、いい保管方法ではないんです。ですから、やはり青シートをかけてやっているような保存の方法というのは、いかがなものかという、そういった趣旨合いでお聞きしていますから、そこは間違いなくお聞き取りいただきたいと思うんです。

実は、今年の成人式の市長の祝辞の中にこういうくだりがあるんです。我がまち土別市は、緑豊かな自然に恵まれ、開拓以来100有余年にわたるたくましい歴史を刻んできた市であります。うっそうとした原始林を切り開き、水と緑と太陽とともにまちづくりを進めてきた先人たちに学び、新時代の開拓者として大いに御活躍されますことを心から御期待申し上げ、本日の栄えある門出に当たってのお祝いの言葉といたしますと、こう結んでおられるんですけども、先人たちに学ぶ、その資料の一つが、私はこの屯田兵屋だと思うんです。ですから、これは例えば補修したり、改築したりということではなくて、あの原型のままどう保存するかということをお私に真剣に考えていただきたいと思うんです。開拓当時の本当に先人の苦勞した生活様式を本当に肌で感じられるものというのは、もう土別にはそんなないんですね。あの屯田兵屋でも屋根はトタンぶきになっています。あの当時、トタンぶきの家なんていうのは多分なかったと思うんです。そうしますと、あれ以上、もう形を変えてしまうと、これは資料としての意味もなくなってしまうと、そういうふうに思うんです。ですから、これはこれから検討してな

んていうことではなくて、できるだけ可及的速やかに、この保存方法については結論を出していただきたいなど、こう思うんです。考え方をひとつお聞かせいただけませんか。

副委員長（穴井芳明君） 那須主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） ただいま委員のお話にもございましたとおり、この建物につきましては、明治の開拓期の苦勞を後世に残す貴重な文化財でございますので、私ども教育委員会といたしましては、平成18年度中におきまして市長部局とも十分に協議をいたしまして、どのような方法でこの貴重な建物の保護・管理を行っていくのかということにつきまして方向性を出しまして、あわせまして予算面の対応になりますが、こういった文化財に対する国や道の補助金、あるいは各種財団等の補助金を活用できないかという研究も含めまして、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） そうしますと、今の答弁では、平成18年度中にそれをしっかりやるということですね。

副委員長（穴井芳明君） 那須主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） 平成18年度中に対策をどういう対策でやるのか、あるいは予算措置をどのようにするのかという検討をしたいということでございます。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 私は、検討したいという言葉は相当前にも聞いているんです。文化財保護条例にどう書いてあるかといいますと、こういうふうに書いてあるんですよ。まず、文化財を所有する者の心得として、「文化財の所有者、その他の関係及び市民は、文化財が貴重な市民の財産であることを自覚し、その保存に努めるとともに文化的活用に協力しなければならない」と、こう書いてあるんです。そうしますと、今のあの状態で十分だとお考えになっているかどうか、それを聞かせてください。

副委員長（穴井芳明君） 那須主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） 委員も御承知のとおり、あの建物につきましては教育委員会が管理をいたしておりますので、委員も郷土研究会の会員として春先の清掃活動に毎年来ていただいておりますが、私どもも、ああいった清掃から夏場の管理、冬場の管理をしております、傷んでいることにつきましては十二分に承知をしているところでございまして、あの建物は今の状態が正常であるというふうには認識いたしておりませんで、早急な対応策を施さなければならないという認識をいたしておりますが、先ほどからお話ししておりますとおり、方法論につきましてもまだ決まっておらず、多額な予算が必要だということも含めまして、平成18年度中に方向性を出しまして、早い時期に予算要求をぜひしていきたいというふうに考えているところでございます。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） のれんに腕押しという言葉がありますけれども、まさにこの議論はそんな

ふうに思うんです。

私は、郷土研究会の話は出しませんということで、実は下打ち合わせをしていましたけれども、郷土研究会の話は理事者の方から出されましたから、あえて私は郷土研究会の話に触れたいと思います。郷土研究会の今年の総会で、あれを何とかいい状態で保存するために、ひとつ資金を募って何とかしようじゃないかと、こんなことが議論された経過があるんです。どうしてそれがさたやみになったのか、詳細は承知しておりませんが、市民の中にはそういう動きも実はあるんです。ですから、そういった市民の声も大事にしながら、しかもこの文化財審議委員会は、委員会の諮問に応じて、こういったことについても専門的に調査して審議すると、こう条例では書いてあります。条例に書いてあるということは、審議会にこういった義務を負わせているということでもあるんです。そうすると、こういった機関にどうやって責任を果たしてもらおうのかということも、これは私は行政のやらなければならない大きな仕事だと思うんです。ですから、私は、この部分については、ひとつ市民の声がそういう強い声でもあるということを受けとめて、やはり平成18年度中にどうやったらいいか検討しますなんていうことではなくて、検討して方向をきちっと見出して、平成18年度中に完全にやれとは言いませんよ、できないということであれば。じゃ、平成19年度にやるのか20年度にやるのか、そういう道筋をきちっと出すような、そういうような御検討をぜひやっていただきたい、そういうふうに思うんです。

副委員長（穴井芳明君） 鈴木教育部次長。

教育部次長（鈴木隆夫君） お答えさせていただきます。

昨年12月に開催いたしました文化財審議委員会におきましても、このままでは朽ち果ててしまうと、なるべく早い時期に何とか保護対策を打ち出すべきではないかと、そういう強い意見が出された経過がございます。そういうことも受けまして、この平成18年度中に文化財審議委員会に諮りまして、何とか一定の方向性を出して、次のステップに進んでいきたいと。先ほどからのお話のように、屯田兵屋はまさに土別の開拓の歴史といいたいでしょうか、しかも北海道最後の屯田の入植ということで、最北の地にあるという貴重な文化財だというふうに、私どもの方では受けとめさせていただいております。現在の屯田兵屋の保存管理について、細心の注意を払いながら、どういう方法で、どういう財源を確保して、次の道筋に進めるかというふうなお話にお答えされるように、前向きに取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） しつこいようですが、この文化財保護条例の第9条には、管理義務及び管理責任者ということで明確に書いています。「市指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく規則及び委員会の指示に従い、その文化財を管理し適正な保存に努めなければならない」と、こう書いています。これは土別市民の皆さん、市民とそれから土別市との約束なんです。契約書なんですよ。ですから、この契約を忠実に履行されることを期待して、この項は

終わりたいと思います。

次に、通告していました空き家対策については、実は、一般質問で田村議員が北海道移住推進協のかかわりの中で発言なさっております。その答弁もございましたので、これはひとつ今回は取り下げたいと思います。

もう一つは、駅西地区の環境整備について多少議論をさせていただきたいと思います。

実は、終末処理場があそこに設置される時期に、いろいろな議論がありました。そのことについては、実はこの議場でも私も取り上げましたし、他の議員も取り上げております。まず、この西5条通りの拡幅の問題です。これについては、実は私が議論して、道の財政状況が非常に悪い状況の中では、これはかなり困難だという答弁もいただいております。そういう答弁をいただいているわけですがけれども、この西5条通りは実は地盤が悪いせいか、道路の真ん中に何か下水路の部分が飛び出してきて、車を運転するときに非常に運転しづらいという、そういうようなことも言われておりました。これは昨年、一定の修理をなさって、これは一応解消したように見受けられます。しかし、今後もこういった事案が多分生じるんだろうと思います。今後のことになるわけですがけれども、この5条通りはどんなふうこれから維持整備されていけるのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 野口施設維持センター所長。

施設維持センター所長（野口和幸君） お答え申し上げます。

先ほど委員からお話のありましたこの路線でありますけれども、流雪溝の升の周辺や路肩の付近が沈下いたしまして、昨年夏、地元の方から要望がございまして、うちの方で現地を確認するとともに補修の方法を検討いたしまして、10月に補修を行ったところであります。

今後におきまして、今の5条通りでありますけれども、部分的な補修につきましては施設維持センターの方で行うという方向で進めたいと思っております。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） ひとつこれはその地域にお住まいになっている方の切実な要望でありますから、当面その33メートル道路ですか、それができないとすれば、それを補完する措置として、この道路の整備については万全を期していただきたいなど、こう思います。

それから、実は、西側にお住まいの方、これは特に車の運転をなさらない高齢の方からの要望なわけですがけれども、市内循環バス東西線、これは4月1日から廃止になると、こういうようなことを聞かされております。実際この東西線がどういう状況になっているのか、状況をまずお聞かせいただきたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 鈴木企画振興室長。

企画振興室長（鈴木久典君） 西回り線の路線について、経過も含めて若干お話をさせていただきたいと思います。

西回りの市内バスにつきましては、今お話にありましたように、11月から3月までの冬期間の運行ということで1日9便の運行をしております。市立病院が現在地に移転した翌年の昭和

63年から運行をいたしてありまして、この当時は赤字額の2分の1の補助額ということになってございました。その後、平成元年に補助額を3分の2、それから平成2年に5分の4ということで、年々補助額、率を上げながら運行をしてきております。平成11年の決算審査の特別委員会の中で、運行経路について利用しやすいようにというようなお話もありまして、このときに運行経路を一部変更している状況にもございます。

そこで西回り線の利用実態ということになりますけれども、西回り線路線の距離としては6.2キロメートルでございます。運行回数は、先ほど申し上げたとおり9回ということになってありまして、1便当たりの平均の乗車率ですけれども、これが0.4人ということで、ここ3年間くらいこの0.4人という数字で推移をしてきております。運行の費用につきましては、半年間ですけれども、210万円ほどかかってありまして、これに対しまして収益が33万円ございます。赤字額については178万円ということになってありまして、この5分の4ということで市からは142万円の補助を出しているところでございます。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） それで、実は西の方、駅南だとか観月だとか、あちらの方にお住まいの方は、食材を求めるのも、もとの三島の本店ですね、あそこまで来なければいかん、もう店がないんですから。そうしますと、あの陸橋を徒歩で越えて来るというのは非常に難儀をするというんです。ですから、ここら辺のところは何とかならないのかというのが、実はこのバスを利用されている方の要望として強く出されているわけです。確かにこれは142万円の補助金がかかっているということでありまして、あそこにお住まいになっている70歳以上の高齢の方は、多分両方合わせると700~800人はいるんじゃないかなと、こう思うんです。こういった人たちが実はだんだん足腰も弱ってくる、そういうようなことで非常に不安だという声が聞かれるわけでありまして、将来こういった方たちの足をどういうふうにして確保していったらいいのか、考え方があれば、これはお聞かせいただきたいなと思います。

副委員長（穴井芳明君） 鈴木室長。

企画振興室長（鈴木久典君） お答えいたします。

今お話にありましたように、西地区のスーパーマーケットが今年1月で閉店したこと、あるいは高齢者の方々の病院等への足、これらについて不便があるということは、私どもも十分承知をいたしているところでございます。そこで、今、池田委員の方から、そういった足をどうするのかというお尋ねでございますけれども、まず、地域生活バス路線の維持という形で見ていきますと、市からはこの経費として年間大体4,700万円ほどの経費がかかっています。そういった面でいくと、財政的にも大変厳しい課題だというふうに考えておりますし、例えばこの西回りの路線を通年で運行するといったようなことになると、土別軌道さんとしても、またこれ持ち分が出てくるというような課題もございます。他の地域においても、土日は運休したり、あるいは便数を減らしたりとか、そういう状況もございまして、この地域生活バス路

線を拡大していくということについては、かなり難しい課題であると言わざるを得ないかなというふうに考えております。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） そこで、多分そういう答弁があるだろうと、こういうふうに思って質問をさせていただいています。この関係については以前にも質問をして、総合計画にもいろいろあるけれども、言ってみれば、いずれ部分については、これは廃止していく方向で見直すんだという、そういった趣旨の答弁もいただいておりますから、しかし、現実そこに住んでいる方のことを考えますと、ただ、これは金がないからだめなんだということだけで事足りるのかどうかということが1つ疑問として残るわけです。

私は実態をそんなに詳しく調べておりませんが、何か道の交通政策の一つとして、石狩郡当別町は公的機関のバスを一つの会社をつくって、その会社に全部運行委託させる、あいている時間ですね。そして、試験的にそういった足の確保をしているという話を実はお聞きしています。これはたしか3月から試験的に施行している。そういうようなことをお聞きしています。その実験結果については、まだ私は資料としていただいておりますけれども、土別にも実は桜丘荘にバスもあります。それから、もう一つコスモス苑ですか、あそこにもあるようです。それから北町の交流センターにもあるようです。そういった公的機関で所有している乗り物で、使われていない時間を活用しながら、こういった交通の過疎地に光を当てていくという、そういった手法がとれないのかどうか、こう思うんです。私は、これは市が単独でやるということになると、なかなか難しいと思います。だけれども、これを時間限定でそういった自動車を活用することなどによって、こういった隘路がもし克服できるとすれば、市民にとってこれぐらいいいサービスはないわけです。そういった意味で、確かに免許の問題だとか、いろいろ難しい問題があると思いますけれども、法律というのは人間がつくるんですから、その法律に実態に合わせたような法律の活用の仕方をして、そして住民サービスを考究していただく、こういうことも今、私はやっぱり必要なだろうと、こう思います。こういったことを唐突に申し上げましたから、今ここでそれについてどう思うかというふうに答弁を求めても、なかなか答弁はしにくい部分があると思いますから、これは継続する課題として論議をさせていただきますけれども、今私が申し上げた事例なども考えられて、これからそういった足を持たない高齢者の方を中心にした世代の人にどう対応されるのか、ひとつ考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 鈴木室長。

企画振興室長（鈴木久典君） お答えします。

今、土別市でも新しい交通システムのあり方ということで、御存じのように、川西南沢線においてデマンドバスという形で、電話をすれば家の前まで行くというような形で実験をさせていただいております。このデマンドバスについては、昨年の実績でいいますと、大体1日平均2人ぐらいの利用だったのが、今年に入って3人という形で伸びてきている傾向もございます。

また、新しい交通システムのあり方として乗合タクシー、これは皆さん共同でタクシーを予約して運行するというシステムですけれども、そのほかに地域の方々がだれか運転する方がいらっやって、その方に中心的になっていただいて輸送を担っていただくサポート交通システムというような形で、いろいろ今研究をされている段階があります。それで、今、池田委員さんお話しのように、公的なバスの利用という例も若干聞いておりますけれども、こういったことも踏まえて、平成18年度の中で新しい交通システムのあり方を研究する予定でもおりますので、その辺は平成18年度の中で検討させていただきたいなというふうに思っております。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） そうすると、今の室長の答弁をお聞きする限りでは、平成18年度中には何かちょっとした展望的なものが期待できるというふうに理解させていただきたいと思います。

それから、もう一つは、これも実は駅南自治会とそれから観月自治会が終末処理場をあそこに設置したあの当時の約束事としていろいろと話された中の一つに、このJR宗谷線の跨線橋の話があります。これについての回答は実は平成3年にされているわけですけれども、これは予算的に無理だということで回答をなさっていることも承知しております。

平成3年当時と今の状況を比べてみますと、実は市立病院の機能、これはもう格段の差があるわけですね。平成3年当時は、お医者さんもかなりスタッフがそろっていた。現在になりますと、内科についてはもう午後からは診察しません。そういうような状況、そして今かなり土別の市立病院ではどうにもならないんで、名寄に行ったり旭川に行ったりという方も相当おられます。そうしますと、やはりどうしてもあの陸橋を回って駅まで行くというのは大変だと、何とか鉄道で移動するわけですから、真っすぐあそこに行きたい。そういう声の一つあります。もう一つは、生涯学習センターが南大通りにできたことによって、あそこに図書館も入っています。西小の子供たちは、真っすぐあの線路を越えていぶきまで通えとすれば、非常に便利がいい。子供たちだけではなくて、相当図書館の利用者もおります。そういったことでは、平成3年当時とかなり環境が私は変わってきている、環境というより条件が変わってきていると、こう思います。

一説によりますと、今、国鉄の跨線橋もかなり老朽化している。いずれこれは顧客サービスのために、新しくしなければならん、そういうような現場の管理者の声もあります。そういったことからすると、やはりこの財政難の折、大変だと思いますけれども、あそこに跨線橋を何とか設置して、そしてあの地域の方の生活利便を向上させるような、そういう施策の展開をしていただきたいものだと、こう考えております。この関係については若干の経過がございますから、経過も含めて考え方をお聞かせいただきたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 出合管理課主幹。

管理課主幹（出合孝司君） お答えいたします。

私の方から経過についてお話を申し上げたいと思います。

まず、最初、昭和54年に、第7町内及び駅前通り振興会の連名で陳情がございまして、その

後、昭和55年に、駅南自治会より跨線橋の架設促進についてという陳情がございました。その後、建設部の方で建設費用の検討をした経過がございますが、昭和50年当時、いわゆる道路とか下水道の社会基盤整備の事業が進んでいたということで、なかなか経済的な状況もありまして、具体的実現できなかったというような経過がございます。今、委員さんからございましたように、生涯学習センターいぶきの開設によりまして、西側の方々がどのぐらい利用実態があるのかということで、平成16年にアンケート調査を実施した経過がございます。3週間、平成16年8月10日から31日まで3週間アンケート調査を実施いたしました。アンケートの窓口としましては、図書館及び北ひびき農協の窓口にアンケート用紙を置きまして、そこに来た方々から回答をいただくというような形でいったんですが、ちょっと件数は少なかったんですが94名の方々の回答がございました。94名中、駅西からの利用者は11名ということで、総体94名に対して、約12%の方々がいわゆる駅西からの利用者ということでございます。その内訳で11名中、年齢なんです、12歳以下の方が4名、19歳から60歳の方が4名、あと60歳以上の方が3名という内訳になってございます。交通手段としましては、徒歩の方が2名、自転車の方が5名、自家用車の方が3名、あとバスの利用者の方が1名というような状況になってございます。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 稲澤建設水道部次長。

建設水道部次長（稲澤 要君） 私の方からの、委員のお話の中でJRの駅の跨線橋でしょうか、これがかなり老朽化も進んでいるので、そういったことを含めた形の中でというお話がございましたので、この部分につきましては、委員のお話のとおり、現在のJR土別駅の跨線橋、すが漏りですとか、雨漏りもかなりひどいというふうなお話も聞いております。それで、駅のそういったものを含めての改修の部分も駅の方にもお話をしてみたんですが、本社の方のお考えもありまして、当面、具体的にどうするということまでには至っていないというふうなお答えをいただいております。これらを別にして、市独自の跨線橋をつくるということに仮になりますと、最近では深川の方でやった事例がございますが、これでいくと大体6億5,000万円ぐらいかかるというふうな経費の関係も聞いております。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） それでは、今の次長さんの答弁を聞いて、ああそうかと、こんなふうに納得せざるを得ないのかな、こう思いますけれども、実はこれはやっぱり市民の要望、それから、もう一つは、やはり市立病院の医療サービスの機能が極端に低下しているということからいうと、これはやっぱり市民の健康を守るという意味からすると、何としてもこの方たちの利便を図る責任が私は自治体にもあるんだろうと、こう思います。そういった意味では、これは一つ検討課題として受けとめておいていただきたいと思います。

それで、今度は、観光についての問題について、少し議論をさせていただきたいと思います。

今、土別は、観光を一つの産業としてまちづくりを進めていくという、そういうようなスタ

ンスをとっております。土別の観光をこれからどう全国に発信していくのかということが非常に大きな課題になってくるんだらうと思います。そういった意味で、今考えておられることを端的にお知らせをいただきたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 織田商工労働観光課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） 本市の観光について全国にどのように情報発信をしていくのかと、具体的な事業というようなことでございますけれども、観光の情報発信ということにつきましては、一過性というものではなくて、終わりのない継続した取り組みによって効果が少しずつあらわれてくるというふうに考えておりますので、継続した取り組みが何よりも重要であるというふうに考えております。

それで、観光パンフレットによる情報発信なんでありまして、土別市と朝日町の合併に伴いまして、本市には風光明媚な自然でありますとか、施設がたくさん備わったわけでありまして、それで、これをPRするというところで、昨年新たに観光パンフレットとかマップを作成いたしました。それで、まず、この観光パンフレットの市内におきます情報発信ということですけれども、これにつきましては、観光施設とか、市の主要な施設とか、駅だとか、郵便局とか、そういうところにはもちろん置いてあるわけですが、特に観光客等の方が多く出入りするような宿泊施設でありますとか、コンビニだとか、ガソリンスタンド、こういうところにもパンフレット等を置かせていただいております。それから、ホームページでもいろいろ詳細に本市の観光について紹介をいたしておりますし、特に広域観光でのPRということにつきましては、上川北部2市8町でつくっております道北観光連盟でありますとか、それから上川地方の23の市町村で構成をしております上川地方観光連盟、あるいは日本オートキャンプ協会といったところが広域観光パンフレットをつくっております、もちろんこれには本市からも負担をいたしているわけでありまして、こういう中で本市の観光施設とかキャンプ場とか、そういったもろもろの観光施設等全般について、そこに掲載がなされておまして、これにつきましては、道内の各空港だとか、道外におきましては道の東京事務所、大阪事務所、あるいは大手の旅行会社などにも常備いたしているところであります。

それから、こうした啓発物だけのPRではなくて、札幌土別ふるさと会でありますとか、東京土別ゆかりの会、それから土別ふるさと大使ですね、あるいは朝日の方々も出身者あるいは関係者によりまして旭朝会といった、そういう方々に本市の観光等の啓発、いわゆるさまざまな情報を提供いたしまして、そして、そういう方々との人と人とのつながりの中で、こういった本市の情報が次々に発信をされて広がりを持っていくという、そのような取り組みも行っているところでありますし、さらには事業によるPRでありますけれども、特に今全国的な広がりを見せておりますサフォーク研究会が事業主体となっております全国ニット大賞、これは市も支援をいたしております。それから、昨年の取り組みでありますサフォークを使っただけのラム肉オリジナル料理の開発、これにつきましては、昨年大変多くの方に食べていただきまして、好評を博したところでございます。これにつきましては、非常に購読者の多い北海道じゃらんで

ありますとか、そのほかテレビ、新聞、ラジオといった各メディアがこの取り組みを取り上げていただいたところをございまして、こうした事業を通じて本市の観光の情報発信を行っているところであります。

そういうことで、今後においても、これらをまず継続して実施をしていくということとあわせまして、本市に備わりましたいろいろな観光資源を最大限本当に活用して、そういった取り組みを行う中で本市の特異性とか優位性、これについてあらゆる機会をとらえて情報発信をしてまいりたいと、考え方といたしましては、このように考えているところをございします。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 意気込みはよくわかりました。それで、やはりこういった媒体をどう使うかということが、これから非常に重要になってくるんだと思うんです。私も現場を確かめたわけではないんですけども、実は私の友人から、JRの札幌駅ですね、あの西口の近くに北海道物産展がある。そこに全道の物産を集め、それから観光パンフレットなども展示してある。だけれども、土別のものはそこにはどうも見当たらない、こんな話も聞かされております。私が確認しないで、これを申し上げるのはどうかなと思いますけれども、そういった話も実は聞かされております。ですから、そういった観光媒体をどう有効に使うかということが、これから非常に重要な意味合いを持ってくるのかなと、そんな気がします。

時々見かけるのは、私が車で旭川まで行くと、途中に塩狩峠の公衆トイレがあります。ああいった壁なども何か使われているような事例がございしますから、できるだけきめ細かな媒体の活用をぜひ取り組んでいただきたいな。これはお願いとして申し上げておきたいと思います。

時間も相当経過していますので、民間委託事業の評価についてということで、実は通告はしてあります。この中で何点かあるわけですが、時間が相当経過していますから、1～2点だけ申し上げて、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

1つは、長期契約になるもの、これは同じところがずっとやっているようだけれども、どんなふうにして手続をとっているのか、こんなことを市民の皆さんの目から見ると、どうも聞いておきたいところだと、こんなふうに言われることがあります。通例、どういう形でこの長期契約を執行されているのか、このところだけお聞かせいただきたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたしたいと思います。

長期契約というのが、長期的に契約しているという、うちの場合の委託につきましては、これまで単年単年度の入札あるいは見積もりでやっております、いわゆる長期契約ではなくて単年度契約ということになっております。それで、長期契約というのは、今年の12月に清掃関係あるいは警備関係、それらにつきまして債務負担の議決をいただきまして、2カ年間の契約ができるようにして、一部の施設の清掃・警備ですけれども、それについて新年度から新たに長期契約でやりたいというふう考えているところをございします。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 契約事務の進め方については、わかりました。

それで、この民間委託になって一番気になるところは、危機管理をどう進めていくのかということが非常に大事なことなんでしょうと思います。これは、私の手元には実は2004年2月12日付の北海道新聞の切り抜きを持ってまいりました。この記事は、東2条1丁目でこの交差点で死亡事故が発生しております。これはもう2年ぐらいたっているわけですがけれども、これが責任の所在がどうかということではなくて、市民の安全をどう守るかという視点でひとつとらえていただきたいんですけども、冬道なんかはどうも交差点が雪が山積みになっていて、見づらい状態がずっと続くわけです。そういうような状況を考えてみますと、こういった危険箇所の除去の指導をどうされているのか。それから、下水道なんかでは、これも民間に委託されておりますけれども、今度は大水になったときの対応はどうかなどが、私は市民にとって非常に重要な関心事だと思います。それで、今言った2点について、ひとつ現状どのような形で取り組まれているのか、お知らせをいただきたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 野口施設維持センター所長。

施設維持センター所長（野口和幸君） 私の方から除雪に関します交差点の処理のことをお答え申し上げます。

まず、初めに、通常の除雪におきまして交差点の除雪は隅切りなどをして、ある程度の見通しの確保をするようにしておりますし、特にお話しのありました東2条1丁目の事故の場合ですけれども、非常に雪が積まれていて、通常より見にくくなっていたということでもあります。それで、その年からでありますけれども、延長というか見通しの距離を長くとるようにしまして、現在のところ進めておりますし、今年からは東広通りも見通しが非常に悪いということで、住民の方からの要望もありまして、今年からそういうような形をとっております。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 佐藤上下水道課主幹。

上下水道課主幹（佐藤 勲君） お答え申し上げます。

本年度まで行いました処理場の機器更新で汚水ポンプの能力も向上したことで、土別市と災害対策協力会社、業務委託先である小泉鉄工とレンタル会社の連携で、緊急災害に対して対応できる体制を現在整えているところでございます。

また、毎月の作業打ち合わせ、年数回の作業要領の指導等を行っております。具体的には、停電時の作業手順、豪雨増水時の機器運転方法等について、勉強会を行っているところでございます。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 池田委員。

委員（池田 亨君） どうもありがとうございました。

ドイツの法哲学者ゲオルギーは、刑は刑なきを期すという、そういった名言を吐いております。やはり事故がないことが一番市民にとって幸せなわけでありましてけれども、これからも市

民の安全を守るために頑張っていたきたいことを最後に申し上げて、私の総括質問を終わります。

副委員長（穴井芳明君） 小池浩美委員。

委員（小池浩美君） 初めに、生活道路の修理及び街路樹の整備についてお聞きいたします。

この生活道路の補修あるいは整備については、私は平成15年第2回定例会でお聞きしております。また、寺下議員も平成16年第3回定例会でお聞きしております。この道路を何とかしてほしいという要望、本当に市民からたくさん寄せられているわけです。毎年毎年寄せられるわけですね。こういった雪解けの時期になりますと、道路が目立ちまして、アスファルトの道路の亀裂、でこぼこ、穴とか、もうあっちもこっちも穴だらけというようなのが出てくるわけなんですけれども、私の3年前のこのことに関しての質問に対しての御答弁ですけれども、除排雪作業の影響により縁石の損傷、滑りどめ、焼き砂の散乱、しばれによる舗装の亀裂など、これらの補修には例年苦慮していると、こういう御答弁をいただいております。

皆様方の御苦勞は十分理解はできます。確かにもうさいの河原の石積みみたいなもので、直しても直しても、また破れてくるという、そういう状況が現実にあります。それですが、仕方がないということで終わらせてはいただきたくないと。これは例年のことですから、当然予測できると思うんです。突然何か台風みたいなものと違いまして、毎年毎年起こることですので、十分予測して計画的に対応できるんでないかと私は思います。

そこで、まず、1つお聞きしますけれども、年間を通してこういった道路の、あるいは縁石の損傷、これをどのように点検されているのかということ。

それから、もう一つは、先ほど池田委員もおっしゃっていましたが、市民が電話して直してちょうだいと、こう言えば直るんです。そういうように市民が言わなければ直らないという、そういうことというのは、私は正しいことではないような気がします。やはり計画的にきちんと道路パトロールをやって、いつも点検して、ひどいところは直していく。それは行政の仕事ではないかなと私は思うんですけれども、まず、その点検のやり方をお聞かせください。

副委員長（穴井芳明君） 新出施設維持センター主幹。

施設維持センター主幹（新出利光君） お答えいたします。

現在市が管理しております市道の実延長でございますけれども、835キロメートル、歩道延長64キロメートル、これを4月から10月末までの夏の間通常のパトロールの業務も行っております。それで、特に融雪時期の今ごろの3月と4月、交通量の多い路線、また地盤の悪い亀裂など起きやすい路線等につきまして、重点パトロール路線として実施おりまして、通行上支障となるような箇所を発見に日々努めているところでございます。

また、市民からの通報によりまして、道路の破損箇所の確認もあわせて行いながら対応しているということでございます。11月から冬期に入りますけれども、11月から3月までの冬期の期間になりますと、除雪路線が大体550キロメートルございまして、その路線の道路の雪の状況や交差点の見えにくい箇所の把握を行いまして、通行の安全が確保されているかどうかとい

うことで、パトロールの業務について日々確認をしていると、このように行っております。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 非常に広いですから、土別市内。そして、今度は朝日も入るということで、大変な長さのところを日々パトロールをしているということですが、やはり広いゆえに見落とすとか、いろいろなことが起きるんでないかと思うんですけども、私は全部掘り返してアスファルトにするのを要求しているわけではなくて、ちょっとした亀裂とか穴とか、あるいは陥没のところとか、そういうところを素早く直せないかというふうに思うんです。そういうことならば、皆さんも御存じのように、パッチワークのようにぺたぺたと上からアスファルトを張って、一時しのぎみたいな補修をしておりますけれども、そういうようなのだったら大したお金はかからないんでないかなと、時間もそんなにかからないんでないかななんて私は思うんですが、この補修だけの予算というのは、平成18年度は幾らなのかというのを教えていただきたいことと、その予算額というのは市内全部、朝日も含めて全部の地域を対象にして補修、修繕をする予算額なのどうか、そこら辺をお聞かせください。

副委員長（穴井芳明君） 新出主幹。

施設維持センター主幹（新出利光君） そこで路面の損傷の話でございますけれども、非常に路面につきましては、線的な改修工事だとか、また路面の沈下や穴のあいているところについては、部分的な改修を行ってございます。しかし、すべての箇所を補修することについては、非常に現実的に難しい状況でありまして、平成17年度につきましては、多くの補修がなるように補修費を増やしているところでございます。

ちなみに実績でございますけれども、平成16年度につきましては114件、金額にしまして298万9,000円、平成17年度につきましては201件、552万2,000円ということでございまして、時期につきましては4月から6月が大体60%ほど実施しまして以降、11月以降まで毎月順次行っていると。本年度の予算でございますけれども、この補修費につきましては全体で650万円を計上しております。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 290何万円とか552万円ですか、平成18年度は650万円、朝日も増えたから金額も少し増えたんじゃないかと思うけれども、この金額は意外と少ないと私は思います。こんな金額で本当に土別市全体を網羅して、単なる部分的補修ではありますけれども、十分に補修できるかどうか、やり残しとかそういうのは結構あるんじゃないかと思うんですが、そのところはどのようにでしょうか。

副委員長（穴井芳明君） 野口所長。

施設維持センター所長（野口和幸君） お答えいたします。

まず、補修をするときに、危険箇所を優先いたしまして補修を行っております。そして、そ

の他の危険が少ないようなところにつきましては、順次補修を行うようにしております。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） やり方はわかるんですよ。そういうふうにするのは結構ですよ。それで年度の中ですべてを見て、部分的補修に限っているんですが、直せるんですか。大丈夫ですか。

副委員長（穴井芳明君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） 予算に計上したお金の中で、すべての補修が実施できるのかという話だと思いますけれども、なかなかこの予算の中では、今うちの所長の方から言いましたけれども、まず優先順位として危険な箇所をやりますよと。危険な箇所というのは、同じ亀裂が入っていても、やはり幅の広い、中には自転車のタイヤが入るよなんて言われるぐらいの亀裂が春先の状況を見たときにあるわけですが、そういうようなところまず優先的にしますよと。それと陥没、よく雨水升、本来的には、雨水升が舗装より下がってなければ意味がないんですけれども、そういうのも凍結や何かについて雨水升が出て、水はけが悪いというようなところがありますけれども、そういうようなところの出方といいますか、水のたまりぐあいですね、そういうのを見ながら予算の中で順次やって、そして残したところについては次年度の様子を見て、また陥没しているのがひどくなっているような場合であれば直すということ、すべてこの予算の中ではなかなかできかねるといえるのか、できていないのが現状であります。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わかりました。確かにこれは無理でございましょうね、650万円ですからね。

それと、街路樹についてですけれども、例えば神社通りの桜の並木とか、あるいは5条通りのナナカマドとか、それからグリーンベルトのスズカケとか、土別市はそういう並木道がとてもきれいで結構自慢にできるんですけれども、こういった街路樹の枝払いとかそういった整備、伸び過ぎて電柱にかかるとか、いろいろあると思うんですが、こういった街路樹の点検はどのようにされているのでしょうか。

副委員長（穴井芳明君） 野口施設維持センター所長。

施設維持センター所長（野口和幸君） 街路樹の点検は、道路パトロールとあわせて行いまして、そのほかに月2回程度実施しております。さらに、春先の新芽が出てきたころや、また害虫の発生時期、また風が吹いた翌日にもパトロールを実施しているところであります。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでお聞きしますが、パトロールするための要員といいますか、道路維持センターですか、そこにいらっしゃる働いている職員、臨時さんも含めて何人ぐらいで動い

ているんですか。

副委員長（穴井芳明君） 野口施設維持センター所長。

施設維持センター所長（野口和幸君） 全部で9名でございます。内訳は職員が5名、臨時職員が4名でございます。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 全部が全部外へ出て、ぐるぐるとパトロールするわけにもいかないでしょうから、この全部で9人という人数は、私は非常に広い土別市の道路パトロールには少ないんじゃないかなと思います。

それで、市長にお聞きいたしますけれども、市長さんは日の高いときには寿通りなんか歩かないと思いますし、グリーンベルトを御自分で運転して走るということもないんじゃないかと思います。それを実際にやってみれば、非常に道路の傷みぐあい、ひどさ加減、本当によくわかると思うんですよ。私は、この働く人の人数、あるいはこの予算、非常に少な過ぎると思うんです。もうちょっと増やして、生活道路をきちんと毎年直していくと、せっかく合宿の里でたくさんランナーが来ても走りづらいいんじゃないかと、そういうふうにも思うんですけれども、それに市長さんはさきの市政方針でも生活道路整備はやるということを上げられております。もっと私はこういった生活道路の補修や整備、そんな大げさなことを望んではいません。ちょっとしたところをきれいにしていくという、そのことなんです、もっと力を入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

副委員長（穴井芳明君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 大変貴重なお話をされているということ、私もずっと拝聴しておりました。三愛通りの夕方をというような話もありましたけれども、余りあそこは私好きな通りではないので、車を運転しながら5条通りやなにかをずっと歩いて、一番私はやっぱり気にかかるのは、街路樹が台風で倒れた後、抜けているのが非常に景観としてどうなのかなということ、は随分気にかかっております。それから、道路や何かがせっかくきちっと整備されてきたんですから、ひび割れや何かのその後の損傷が放置されているというのは、その町の顔といいですか、顔にはやっぱり化粧も必要ですから、大事なことはないかと。高い化粧品を使うかどうかは別なんですけれどもね。ただ、当初予算のとき、今も650万円というようなお話で、去年は500万円。私は今答弁をずっと聞いていて、やっぱり一番ひどいところから手をつけていくと、手をついたら、また別のところから新しく出てきたとかというのがあると思うんですけれども、やっぱり危険な箇所というのは何をさて置いてもやらなければならないとなれば、大きな金額じゃありませんので、補正予算で緊急に対応していくようなものと、私はそんなふうには思っておりますので、以上のようなことで御理解いただければ大変ありがたいと思っております。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 介護保険についてお聞きいたします。

昨年、介護保険法が改定されて、今年の4月からいよいよ動き出すということで、今、介護

保険総合条例改正の提案が出されております。一般質問でも私は触れましたけれども、この改定介護保険法、決してよい方向に向かっているわけではないと考えております。むしろ改悪だというふうに思います。施設の入所者から入居費や食費、いわゆるホテルコストを取るといふこととか、保険料を上げる、あるいは予防介護の名のもとに、軽度の人へのサービスを切り下げるといふようなことが含まれております。これは、やっぱり高齢者を苦しめる改悪ではないかと私は思いますし、介護保険を担当している皆さんがそのことを一番おわかりでないかと思うんです。それで、私は、この提案されています介護保険総合条例改正案にかかわって、何点かお聞きしたいと思います。

まず、介護保険料についてですが、現在、土別市の介護保険第1号被保険者65歳以上の人の保険料は、収入に応じて5段階に分けられています。第3段階の基準額が年額3万7,700円で、朝日は5万1,600円と、これが変わるんですね。これが新しくなりまして、新しい保険料ですと、基準というのは第4段階になりまして、年額3万8,900円になるわけです。土別市民は3万7,700円から3万8,900円に上がる、これは基準額がですよ。これに連動して当然第1段階から全部連動して上がっていくと、こういうふうになります。今回の改定で、今まで5段階で分けられていたものが6段階に分けられております。6つに分けられ、1つ増えたんです。今までの第2段階の部分が2つに分けられて、第2段階、第3段階というふうに2つに分けられて全体で第6段階と、こういうふうになっているのですが、それで、この2つに分けた目的は一体何なのかということです。これは個々の市町村の裁量でできることですので、お考えがあったなされたこととは思います。この細分化の中身と、これによって救済される人がいるのかどうか、いるんならどれぐらいいるのかと、そこら辺まで教えてください。

副委員長（穴井芳明君） 仁村介護保険課主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） お答えさせていただきます。

現行の介護保険料の段階では、市民税非課税世帯で、収入のない方から課税年金収入が266万円以下の方が第2段階となっております。平成18年からは、その第2段階を細分化することによりまして、所得のより低い方の負担を抑えることを目的としまして、課税年金収入でいきますと、80万円未満の方を新第2段階とします。保険料率につきましては、今まで第2段階は基準額の75%ということで徴収賦課しておりましたが、それを今度50%の負担に軽減いたします。保険料額で申し上げますと、2万9,100円から1万9,400円となりまして、9,700円を軽減するものであります。その新第2段階に該当する方は、推計であります。現在の第2段階3,760名いらっしゃるんですが、そのうちの45%、約1,700人ぐらいと見込んでおります。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） これは1,700人ぐらいの方がいわゆる軽減されると、本来ならば年間2万9,100円の保険料、それが1万9,400円で済むと、そういう形になるんですね、これは。そこら辺が一つの私は配慮かなとは思いますが、全体的に金額が上がっていますから、これはなか

なか市民の皆さんも大変ではないかと思うんですけども、それで、今の御説明で、住民税非課税世帯で、合計所得金額とそれから課税年金収入額の合計が80万円以下の方が新たな第2段階とおっしゃられました。この80万円という数字はどういう基準で出てきたんでしょうか。

副委員長（穴井芳明君） 仁村主幹。
介護保険課主幹（仁村光春君） お答えいたします。

年金の基礎控除というのがありまして、その基礎控除で、60歳から65歳までの方々については70万円だったと思うんです。それを上回る金額ということ、それから新しく、今、税制が変わるときに、65歳以上の方々の年金の基礎控除につきましても変更になり減額になるということです。それらのことから80万円以下の年金収入ということで、国民年金の受給されている方々ぐらいの金額が設定されたものと思っております。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それはわかりましたけれども、80万円というのは生活保護基準より何か低いような気もするんですけども。

それで、今年1月1日から税制が変わって、65歳以上の人たちのうち、前年の合計所得額が125万円以下の方は個人市民税の非課税措置が廃止されております。このことについては、昨年4月の臨時議会でもお聞きしておりまして、この非課税から課税に新たに課税になる人は何人ぐらいだろうと聞きましたところ、470人ぐらいだろうというお答えがあったわけですが、それで現実にもうこの介護保険が動き始めるんですが、この470人が課税になったら、今まで介護保険料第2段階、第3段階だったのが第4段階、第5段階に上がるんですね。だから、当然保険料も上がるんです。それで、ここの470人の方々の保険料段階がどう上がっていくのか、変化とお金の変化も教えていただきたいと思っております。

副委員長（穴井芳明君） 仁村主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） お答えさせていただきます。

税制改正で保険料段階が変更になる方は、平成18年からの新保険料で申し上げますと、人数につきましては、いずれも推計であります。本人が住民税課税となる場合、委員さんのおっしゃれるとおり、第5段階となります。第5段階の年額につきましては、新介護保険料で4万8,600万円の負担となります。

その内訳と、それから上がる金額でございますが、第3段階からは243名が今言いました第5段階になります。この方々につきましては、2万9,100円から年額で1万9,500円の負担増となります。

次に、第4段階からは113名の方が該当し、3万8,900円から年額で9,700円の負担の増加となります。次に、税制改正で同じく課税になる世帯に属する方ではありますが、第4段階になりますことから年額で3万8,900円の負担となります。第2段階からは65名の方が該当し、1万9,400円から1万9,500円の増加となります。第3段階からは51名が該当し、2万9,100円から

9,800円の増加になります。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） これは大変なことだと思うんです。高齢者の方472人ですか、この方々は保険料が、今でさえ保険料が高くて払えないと悲鳴を上げているのに、こういうふうに税金課税されたということで、約2万円ぐらいも年額で増えるとか、大変なことだと私は思います。これらの人への救済策、これが国でもとるようにというようなことを言っているのではないかと思うんですけれども、土別市ではこの今お話しあった472人の方々への救済策というものは、どのように考えておられるのか、金額も含めてお聞きしたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 仁村主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） お答えいたします。

税制改正で保険料段階が変更になる方の激変緩和措置につきましてでございますけれども、平成18年と19年度の2年間に経過措置を設けております。その内容であります。平成18年度からの新保険料で申し上げますと、本人が課税となり第5段階となる場合は、4万8,600円の負担になるんですが、第3段階から該当する方につきましては、平成18年度を3万5,300円といたしまして、1万3,300円の軽減をいたします。平成19年度につきましては4万2,000円にいたしまして、6,600円の軽減をいたします。第4段階から第5段階に該当する方につきましては、平成18年度は4万2,000円といたしまして、6,600円の軽減をいたします。平成19年度につきましては4万5,100円にいたしまして、3,500円の軽減をいたします。

次に、税制改正で課税になる世帯に属する方につきましては、この方々につきましては、先ほども申し上げたとおり、第4段階となりますので、年額で3万8,900円の負担となります。第2段階から該当する方々については、平成18年度は2万5,600円、軽減額で1万3,300円、平成19年度につきましては3万2,200円、軽減額で6,700円を軽減いたします。第3段階から同じく第4段階になる方々につきましては、平成18年度を3万2,200円、6,700円の軽減をいたします。平成19年度につきましては3万5,300円といたしまして、3,600円の軽減をいたします。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） これは国の激変緩和措置ということで土別市も行うということですが、2年間だけなんですね。それで、私はいつも思うんですけれども、国は左のほっぺたをたたくようなことをしておきながら、痛かったらとってなでて、そして、それが期限切れ2年とか3年とかとって、それが過ぎるともうまた右のほっぺたをたたくような、そういうことをやるのが非常に私は腹立たしいんですが、この2年間 これは第3期の計画の中でのことだと思うから、2年間と今決めてしまったら、じゃ、平成20年度はもとに戻すんだよということをはっきり言っていることなんですか。お聞きします。

副委員長（穴井芳明君） 仁村主幹

介護保険課主幹（仁村光春君） 委員さんのおっしゃるとおり、2年間の激変緩和措置でございますので、平成20年には先ほどの新保険料金で賦課させていただくことになります。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、土別市の場合、この平成20年度も引き続き激変緩和措置、これを持続していこうかというような検討はなされなかったんですか。どうでしょうか。

副委員長（穴井芳明君） 仁村主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） お答えします。

国の激変緩和措置につきましても2年間とありますのは、市住民税の課税の関係の措置が平成18年、19年間で行われるということで、それに伴って介護保険の方も軽減をするということですので、市といたしましても、国と同じ平成18年、19年の2年間ということで、平成20年からは新保険料の段階に戻させていただくということにしております。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この軽減した部分、市がある程度持つ部分のお金というのは、これはどこから出るものなんでしょうか。

副委員長（穴井芳明君） 仁村主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） この軽減対策につきましては、先ほどお答えいたしました新第2段階の税率の関係で軽減される方をひっくるめまして、国からいただいております調整交付金で調整されるのと、あとは介護保険の支払準備基金を充てていきたいと考えております。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それから、土別市の場合は、土別市独自の保険料減免を今までは行っていたんですね。それはあるんです。平成17年度の土別市独自の保険料減免についての実績、それをお聞きしたいと思います。対象人数あるいは金額も含めてどうなのかと、教えてください。

副委員長（穴井芳明君） 仁村主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） 市独自の軽減対策ですが、第2期計画から65万円以下の方々を軽減するというので、対象者を広めて実施しておりました。その実績でございますが、平成17年度につきましては、第1段階で老齢福祉年金を受給されている方につきましては、3名で4万2,300円の軽減をいたしました。第2段階で収入が老齢福祉年金額未満の方々につきましては、36名の減免をいたしました。減免額につきましては47万6,200円の合計額でございます。同じく収入が65万円未満の方の軽減につきましては、128名を軽減いたしまして金額は89万4,900円の実績となっております。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 合計しますと167人が対象になっています。金額合計しますと平成17年度

1年間で167人の140万円ぐらいですね。それが市の持ち出しということで、軽減策をとってきています。これを3カ年、第2期ということだから平成15、16、17年と3カ年やって、3倍すると432万6,400円が市の持ち出しでやったということなんですよ。それで、第3期、平成18、19、20年の計画においても、ここに軽減の一覧があるんですが、よくわからないんですが、第3期計画においても、市単独の保険料減免は今までおり継続されるのかどうか、そのところを教えてほしいし、また新たに何か別の軽減策があるんなら、それも教えていただきたいし、人数、金額もあわせて教えてください。

副委員長（穴井芳明君） 仁村主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） 市単独の保険料軽減事業でございますが、平成18年度からは、先ほども申し上げたとおり、国の負担軽減対策といたしまして課税年金収入が80万円未満の方々の保険料率を基準額の50%に設定して軽減が実施されますことから、現行の市独自の第2段階の収入65万円未満の方に対する軽減対策を上回る軽減対策となりますので、そのことから第3期におきましては、第1段階で老齢福祉年金受給者の軽減を対象者の見込みで6名、1人当たり1万4,600円負担軽減として継続するとともに、第2段階で収入が老齢福祉年金未満の方の負担を4分の1軽減する対策をとりまして、これが69名の方々に4,900円の負担軽減として実施いたします。合計で75名の方が対象となりまして42万5,700円の金額となります。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員の総括質問が続いておりますが、昼食を含めて午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時56分休憩）

（午後1時30分再開）

副委員長（穴井芳明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

小池委員。

委員（小池浩美君） 先ほどまでは、土別市独自の保険料の減免についてお聞きしておりました。それで現行の保険料減免の実績、それは平成17年度単年度で対象者が167人、141万3,400円、だから平成15、16、17年3カ年だと3倍して432万6,400円、これが市の持ち出しで軽減策をとっているということだったと思います。

それで、第3期の平成18年、19年、20年、ここでもこの市単独の保険料減免は継続されるのかどうかということでお聞きしました。これのお答えはいただいたんでしたっけ。

（発言する者あり）

それで、お答えをいただいて、単年度で75人という数字が出たと思います。75人で減免額49万4,700円。じゃ、この平成18、19、20年の3年間でということ、単純計算しまして225人に

なると思います。減免額も148万4,100円。それで、やはり現行の金額よりも3年間だけの部分で比べても金額は少ないし、対象者は結構多いんですけども、金額が少ないということ。それと、現行の第2段階、世帯収入それぞれ65万円以下というような条件の人の軽減策がないんですね、第3期になっては。それで、これはどういうことかということと、第2段階でも今までは4分の2減免だったのが、これがもっと少なくなっていると、4分の1ですね。そこら辺のところ、これは私は単純にこの数字だけ見ると、軽減策の後退ではないかななんて思うんですけども、これはなぜこうなったか教えていただきたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 仁村主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） お答えさせていただきます。

一番最初の御質問で、国が軽減対策といたしまして新第2段階を設けたというお話をいたしました。その方々が今まで市で行っていましたが、それぞれの世帯の収入が65万円以下の方々の軽減を上回る国が政策を出したということで、今まで該当になっていた方々がすべてそこに入っていくのと、あわせて80万円に拡大されたわけですから、対象者で1,700人ほどというお話ししましたがけれども、今まで128名で軽減していた方々が1,700名に増えるということになりますので、今まで行っていた65万円以下の方々の軽減というのは必要がなくなるという判断でございます。

それと、第2段階の方々を4分の2から4分の1にしたということについてでございますが、今まで第2段階の保険料は2万8,200円でございます。その方々の4分の2を軽減するということとやっていたわけですが、新しく介護保険料は、新第2段階の方々につきましては1万9,400円ということで、国の対策で軽減になっております。それに今度市の方で単独で4分の1を軽減するということで、今まで行っておりました軽減の金額、金額的にいえば1年間に負担していただくという金額でいえば変わらないものということで、減免率を4分の1に下げたということでございます。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それじゃ、平成17年度の基金残高をお知らせしていただきたいことと、第3期で今いろいろとお聞きした軽減策、市が持ち出す軽減策、それに使う基金額、基金を取り崩してそこに使うということですので、基金残高と、そこに使う総額を教えていただきたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 仁村主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） 基金残額のお尋ねでございますが、平成17年度末で一応見込みといたしまして1億1,398万9,000円を見込んでおります。そのうちで先ほどの新第2段階の保険料、それから2年間の経過措置、それから市単独の軽減の財源といたしまして3,300万円ほどの取り崩しを見込んでおります。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 次に、サービス及び利用料についてお聞きしたいんですけども、こちらの軽減策も今まで実施していた利用料の軽減策、市単独もありますし、国の軽減策もあるんですけども、それで、この軽減策の第3期になって、第3期計画で中止にしたものというのがあるかどうか。あるのなら、その対象人数と金額を教えてくださいと、また、現行のまま第3期もやっていくんだというもの、それも一応教えてくださいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 仁村主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） お答えいたします。

第3期計画では廃止する軽減策であります。ホームヘルプの法施行時の利用者に対する経過措置につきましては、第2期計画から市単独のホームヘルプサービス軽減事業を収入要件の緩和や軽減割合を国の対策と同率として実施しておりますことや、国から軽減の実施等が示されなかったことから、市単独で1年間実施しておりましたが、これを廃止することといたします。今年のこの対象者につきましては、17名の方々が対象になっておりました。

次に、継続いたします軽減対策の対象者及び見込みの軽減額についてであります。国の支援措置として実施しております障害者等のホームヘルプ利用料軽減事業につきましては、国がもう一年実施を継続するというものですから、市も行います。それらの対象者につきましては、10名、19万2,000円の軽減を見込んでおります。

次に、市単独事業の生活困難者のホームヘルプ利用料軽減につきましては、さきに申し上げました廃止をいたします法施行時からの該当者17名と見込みまして、合計で28名の方々に61万3,200円の軽減を実施する予定でございます。

続きまして、昨年10月に介護保険条例の改正をさせていただきまして行っております社会福祉法人等サービスの利用者負担軽減につきましては、22名を対象者で見込みまして84万4,400円の額を見込んでおります。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 平成17年度市単独で継続実施していたものが、これが廃止されまして、対象者が17名ということですね。大した金額ではないんですけども、私はこういうものはずっと継続してやっていただけたらいいなというふうに思っておりますが、第3期で新たに作った軽減策というものは市の方でありますか。教えてください。

副委員長（穴井芳明君） 仁村主幹。

介護保険課主幹（仁村光春君） 平成18年度から新たにということではありませんが、去年の10月から施設に住居費と食費の負担が増えたということから、社会福祉法人等の軽減対策、それから、そのときに同じように利用者負担段階というのが新しく設けられまして、第2段階に該当する方々、先ほどと同じなんです。年間の年金収入等が80万円未満の方々を対象といたしまして、その方々の高額療養費を今まで2万4,600円以上お返ししていたものを、1万5,000円

以上の分を高額として戻すという制度とか、あと食費の負担の中で市町村独自で特定入所者介護サービス費というのを設けまして、利用者段階第2段階に該当された方等に支給をしております。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 私は、一定、土別市のこの介護保険にかかわる保険料の軽減策あるいはサービスの利用料の軽減策というものは、他市町村に比較して、一定ですけれども評価しているものです。私はぜひとも低所得者の方々に温かい目を向けて、こういった軽減策を大きく広げていく政策をこれからもずっととり続けていただきたいと切に希望するものです。

それでは、次に、就学援助についてお聞きしたいと思います。

就学援助についてですが、これも以前に私は質問しておりますが、また年々と申請者が増えて、認定されて就学援助費を受ける者が増えてきている。これは、過日、新聞等にも載ってニュースにもなったと思うんですが、生活保護費と就学援助費が右肩上がりでどんどん増えてきていると、全国的に増えていていると、これはもう生活困難な人が増えているわけであって、当然教育の機会均等という意味からも、就学援助費はこういった方々に当然支給されるものであるというふうに新聞等々も報道されております。

それで、土別市の実態はどうかかなということで、まず平成17年度の認定率、全校の生徒数に対して、小中の生徒数に対する認定者、要保護、準要保護全部合わせてどのぐらいのものなのかということをお教えいただきたいと思っております。

副委員長（穴井芳明君） 小山内学校教育課主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） お答えいたします。

要保護及び準要保護児童・生徒数、平成17年度の人数と割合でございますけれども、小学生で平成17年度149人、12.2%となっております。次に、中学生83人で13.0%となっております。

以上でございます。

（「合わせて教えてください」の声あり）

ただいま御答弁いたしました小学生149人、中学生83人は、要保護及び準要保護合算した数字でございます。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 以前に質問したとき、1999年だったと思っておりますけれども、そのときいただいた資料によりますと、10年前の平成7年度は認定率は4.8%でした。平成11年度は7%、ところが今度この平成17年度の認定率は小学生12.2%、中学生13.0%ということで、もう1割以上認定をしているということで、土別市においても全国と全く同様の現象が起こっているということが、これではっきりわかると思っております。非常に生活が苦しいという家庭が増えていると思っております。

それで、教育委員会から御家庭に渡されている、父母、保護者の皆さんへという就学、学校の勉強に必要な費用の援助が受けられますというお知らせが学校から父母に渡っておりますが、ここに以前、私がお願いした総所得金額、これを書いてほしいということで書くようになってはいるんですが、以前の平成12年は、この所得金額が2人家族、母1人子1人で目安として所得金額205万円以下の家族、これは目安ですよと書いてありますが、ここの部分に該当する方は援助を受けられるんですよというような、表になって目安が出ていますが、平成17年度では、同じような家族構成で所得金額が198万円以下というふうに金額が下がってきております。これは受ける人の範囲が狭まると思うんですが、この所得額というのはどのような根拠でこういう数値を出しているのか、そこら辺のところを教えていただきたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 小山内主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） お答えいたします。

本市の準要保護児童・生徒の認定に当たりまして、その判断が困難な方につきましては、当該世帯の収入額及び需要額に基づいて認定しております。その内容といたしましては、申請世帯の前年度合計の所得額から社会保険料、生命保険料等を控除した額を生活保護の認定で使用しております保護の基準額、最低生活費認定基準表に基づく生活扶助、教育扶助、住宅扶助に母子、障害、老齢、住宅料を加算した額の合計の金額で除して、その額の1.3倍以内の方を準要保護世帯の対象額といたしております。このため、保護者にお渡ししておりますお知らせ文書の中の目安として提示しております所得金額は、最低生活費認定基準表で算出しておりますことから、この基準単価が変更になりますと、目安となります所得額も変更となるということでございます。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 生活保護基準額が変わると、この就学援助の金額も変わるということですね。

それで、前も私は聞いたような気がするんですが、支給されるものの中の新入学の学用品費、その支給の時期が5月下旬になっておりますけれども、これではちょっと遅いのではないかと、入学する子供たちの支度ということで考えると、入学に間に合うように早目に支給できないのかどうかと、何らかの方法でそういうふうに配慮できないのかということが1つと、校外活動費というのも使った分の経費が支給されることになってはいますが、これも実施した後に支給されるということになっております。修学旅行は実施する前に支給することになっているんですよ。だから、そのように校外活動費も前に支給できないかどうか。この2点をお聞きしたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 小山内主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） お答えいたします。

新入学用品費の支給についての御質問でございますけれども、平成17年度の新入学用品費の

支給時期につきましては、平成17年5月31日に支給いたしております。

なお、近隣の旭川市、紋別市、留萌市などの近隣市の部分では、新入学用品費の支給時期につきましては6月から7月末までに支給している現状でございます。就学援助を受けることのできる方につきましては、土別市に居住し、土別市立小学校または中学校に在学する児童・生徒の保護者とされておりまして、4月1日入学以降でなければ認定できないというものでございます。少しでも早く認定手続きが行えるように、平成18年度に向けましては就学援助申請に当たりまして、既に市内小中学校へ在籍している児童・生徒の保護者へは3月13日までに在籍校へ、また就学予定校に兄また姉がいない新入学児童の保護者へは、4月12日までに入学予定校へ申請書を提出するよう御案内をいたしているところでございます。保護者から申請のありました就学援助費認定に当たりましては、申請書により世帯状況や生活状況、所得を確認し認定を進めているところでございます。所得証明等につきましても、確定申告計算書等により所得額を確認し、6月に正式な所得証明の発行を受けまして所得額の確認を行っているところでございます。このようなことから、新入学用品費の支給につきましては、入学後と現在なっているところであります。

しかし、新入学に対する扶助費ということでございますので、各学校への申請書の提出状況等を確認しまして、就学援助費、新入学用品費が少しでも早く支給できるように、事務処理等を含めましてこの部分につきまして対応し、検討してまいりたいと存じます。

次に、委員から御質問ございました校外活動費に係る助成につきまして、実施前に支給するべきではないかという御質問でございますけれども、先ほどお話しありましたように、修学旅行費に係る援助費につきましては、実施前に支給し、各学校から実施報告書を求めて精算しておりますことから、校外活動費につきましても、実施前に支給する方向で検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） よろしくお願ひしたいと思います。

それと申請書ですが、この就学援助費受給申請書というのを家庭で書いて、学校や教育委員会に出すのがあるんですけども、ここに民生委員の意見という欄があって、民生委員の名前を書いて印鑑を押すというような欄があるんですけども、これは長年いろいろな団体の運動で、この民生委員の欄はなくしてほしいということで、私ども新婦人なんかもそうなんです、この欄をなくすよという事で長年運動を続けていたんですよ。そうすると、このたび2005年度より、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律という法律から、ここに載っていた民生委員の助言を求められることができるという文言の条が削られて、なくなったんですよ。ということは、民生委員の意見を聞かなくてもいいということです。聞く必要はないということだと私は解釈するんですけども、いまだに土別市はこの申請用紙にあるんですよ、民生委員の欄が。ですから、私はこれを削除してほしいと思うんですが、

いかがでしょうか。

副委員長（穴井芳明君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君） 民生委員の御意見の部分について削除ということでございますけれども、現在まですべての新規申請者と、それから前年度認定し、引き続き申請されました方から、世帯数構成がまた変わったですとか、所得が多く変わった方については、今までは民生委員の助言をいただいているところでございます。

しかし、今、委員さんのお話しにありましたように、平成17年3月に、この国の援助に関する法律の施行令が改正されまして、今言われた民生委員の助言を求めることができるという条項が削除されました。これに従いまして、削除されましたことと、従来から当該校長の意見もいただいていることから、この民生委員の助言につきましては、この4月から削除するような形で進めさせていただきたいと思います。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 早速実施していただいてよかったと思います。

それで、最後の質問ですが、2005年3月6日の北海道新聞に、就学援助削減の波ということで、国の補助が減ってしまって、非常に地方自治体の負担が大きくなったということで、どんどんと就学援助費を削減する市町村が出てきたということの記事が載っているんですが、この中に留萌市、稚内市、芦別市、赤平市、士別市の5市も見直し論議を始めたり、検討が必要と考えているというようなところがあるんです。これは、この時点では士別市はこの就学援助費の削減をしようと考えたのかどうか、そこら辺のところを教えてくださいたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） お答えいたします。

2005年3月の新聞記事の件でございますけれども、平成17年度より準要保護に対する国の補助制度がなくなったことに伴いまして市の単独事業となることから、合併を控え、旧朝日町との就学援助のあり方についても協議をするような時期でございました。今後において、将来に向けての検討が必要となるというような見解を示したものでありまして、援助費の削減を検討すると意味したことはございません。事実、平成17年度の支給単価につきましては、平成16年度の単価を維持してきたところでございます。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ぜひともこれは削減などしないで、現状でやっていただく。むしろ増やしてやっていただきたいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

副委員長（穴井芳明君） 次に、田村明光委員。

委員（田村明光君） それでは、質問させていただきます。

最初に、糸魚小学校の建設事業について若干伺いたいと思いますが、校舎の老朽化に伴い校舎及び屋内体育館を建設し、教育環境の充実を図るということでございますけれども、合併後、最初の大型公共事業になるのかなというふうに思っておりますけれども、総事業費11億5,634万円で、今年、来年と2カ年の事業でございます。予算書に載っておりますように、平成18年度におきましては4億2,800万円ということでございますけれども、子供たちはもちろん先生方、父兄の方々、地域の方々、皆さんそれぞれ早く完成を待ち望んでいるところでございます。

そこでお聞きしたいんですけれども、教育委員会といたしまして、校舎と屋内体育館を一体化させたねらいについて、考え方を伺いたいと思いますので、よろしく願います。

副委員長（穴井芳明君） 渡辺地域教育課主幹。

地域教育課主幹（渡辺恵子君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

学校教育においては、国による基準に基づいた知識の習得はもちろんであります。児童・生徒に社会性を持たせるための実践の場で、学習の場であるということも重要な要素であると考えております。日常的な学習活動が行いやすい環境ということを考えますと、学習環境としての教室の使い勝手やシステムについてはもちろんでございますが、校舎全体の使いよさ、有機的な学習の場、交流の場の必要性は言うまでもないと思っております。

今回の改築に当たりましては、糸魚小学校の児童・生徒数を考慮しまして、コンパクトにまとめられておりますが、全学年と教師とのコミュニケーションがとりやすいよう、家としての要素を持たせることに配慮いたしました。1つの屋根の下に暮らす大家族が協力し合い、お互いに刺激し合うことと、お互いの顔が見え、心の通じ合う家族であるよう、一体感のある構造から期待できるものと思っております。

このような環境から、異なる学年の児童間のコミュニケーションが自然に生まれ、学校は楽しいところ、学校での友達との時間が大切である。お互いのための思いやりの心を持たなければならないといったような、基本的なコミュニティが形づくられていくのではないかと考えております。そのためにハード面からのアプローチといたしまして、地場産材を活用した暖かさ、教室ゾーンと体育館を一体化させたゾーニング、だれにも優しいバリアフリーの構造、多目的ホールを中心とした、みんなの集える場所確保など、考慮できるものはでき得る限り盛り込んだ学校となりました。心も体も人間関係も豊かに落ち着ける空間での学習は、必ず子供たちにとって実りの多い成果を生み出してくれるものと期待しております。

副委員長（穴井芳明君） 田村委員。

委員（田村明光君） イメージ図で見ますと、学校全体が何か宇宙船みたいな形に見えるんですけれども、先ほど申し上げましたように、今年度で4億2,800万円ということで、これは地元はどう還元させていくかということでございますけれども、地元業者が限定で工事の発注ができるのかどうなのか、その辺について伺いたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 土岐建築課長。

建築課長（土岐浩二君） お答えいたします。

さきの一般質問で池田議員の住宅建設に対します、ラブ土別・パイ土別運動についての御質問でもお答えしてきたところでございますが、その際には公営住宅の建設を例に挙げて、地元企業への発注に心がけているという旨の答弁をいたしたところでございます。このことにつきましては、公共工事全般に基本的な取り扱いとして考えておるところでございますので、糸魚小学校の建設におきましても、同様の考え方で進めていくことになろうかと思っております。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田村委員。

委員（田村明光君） 校舎の構造でございますけれども、鉄筋コンクリート一部鉄骨ということで、それと木造の平屋ということになっております。私も、地元、旧朝日町におきましては林業の盛んな町ということで、木造をふんだんに使った校舎にできないかということでお聞きしたばかりですけれども、木造については、地元集成材を使う方向でぜひ考えていただきたいということと、全体の木造部分が何割ぐらいになるのか、どこにどういう形で使われるのかについてお聞きをしたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 土岐課長。

建築課長（土岐浩二君） お答え申し上げます。

予算書のところでは確かに鉄筋コンクリート造及び木造というような記載になってございますが、一体化の建物の中に、壁、基礎等はコンクリートでつくっておりまして、はりの一部ですとか、あるいは体育館の大ばりを鉄骨と組み合わせた集成材によります一部木造ということで、構造的に申しますと、さまざまな構造がまざり合った混構造というような形になろうかと思ひまして、面積でここからここまでは木造とか、そういうふうな割り方はできない建物の構造になっております。したがひまして、何割がということにはならないわけでございますが、基本的には通常の鉄筋コンクリート造に比べまして、大幅に集成材によります木造の部分を入れていているということでございます。

それと、その点についての地元の発注という部分についてでございますが、基本的にはその特記仕様書におきましても、材料等については地元産のものを使用するよふにということで、鉄骨との組み合わせの集成材ばりもござひますので、それにつきましても見積もりの条件として、地元産の材料を使うよふにという指示をいたして、今設計に盛り込んでいるところでございます。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 田村委員。

委員（田村明光君） わかりました。

今年の予算で4億2,000万円ということなんですけれども、全体の何割ぐらいができて上がるのかというのがまず1点、それだけお願いします。

副委員長（穴井芳明君） 土岐課長。

建築課長（土岐浩二君） 本年度は、本工事のうちの40%の出来高を目指してところでござひま

す。来年度が残りの60%と、このようになっています。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 田村委員。

委員（田村明光君） 若干予算の方に入りますけれども、今年度予算の中には造成工事ですとか、解体工事が含まれておるわけですが、平成19年度の部分については今年の予算書の中ではわからないということで、全体の予算の配分について、この機会に伺っておきたいと思しますのでお願いいたします。

副委員長（穴井芳明君） 渡辺地域教育課主幹。

地域教育課主幹（渡辺恵子君） 平成19年度につきましては、校舎本体の事業費の6割、外構工事、既存校舎の解体費、管理業務委託費、事務費、備品購入費及び消耗品費、移転費用と合わせまして約7億3,200万円の予算計上を予定しております。2カ年合わせまして約11億6,000万円の予定でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田村委員。

委員（田村明光君） 糸魚小学校については、これで終わりたいと思います。次に進みたいと思います。

次は酪農問題ということでございますが、現在の現状をまず皆さんに知ってもらいたいというのが1点ございます。今の現状といいますのは、昨年の12月から急に牛乳が余ったというようなことで、過去何年かは103%ぐらいずつ増えて出荷ができたんですけども、ここに来ていきなり生乳が余ったということがありまして、この3月をもって、その余裕部分を何とか消化したいというようなことで、今、農家、農協を含めて取り組んでいるわけですが、全道で前年対比102%に抑えたいと。102%出た分については、言ってみれば廃棄するなりということになるかと思っておりますけれども、そこで全道枠があって、それを今度上川支庁におろしましてきて、上川支庁でおろした数字を各農協におろすと、各農協におろした数字を各農家に、生産者農家におろすというような仕組みで、今規制がかかっているんですけども、今決まっている数字でいいますと、全道で1万トン減らすということで取り組んでおります。各農協で割り当て乳量をオーバーした農協については1万トンのうち6,000トン、まだ割り当て以内の農協につきましては4,000トンを配分して、減産に取り組むというやり方をしているわけですが、乳量の進捗率が毎日農協からファクスされているんです。個人個人の乳量が記載されておりまして、目標乳量に対して幾ら絞れたかと、残りあなたの乳量枠は幾らですよというようなことが毎日ファクスで入ってきますものですから、何か絞るのが罪悪感みたいな感じに襲われて、そんな感じもしておりますけれども、今、士別・朝日全体の乳牛頭数と、例えばこれを北ひびき農協についてはちょっと限度数量がまだ未達ですので、4,000トンのうちということですが、これを受けたときの余裕がどうなっていくのか、数字でわかっている範囲で結構ですので教えていただきたいと思っております。

副委員長（穴井芳明君） 池田農林振興課主幹。

農林振興課主幹（池田政幸君） 田村委員の御質問にお答えいたします。

ただいまお話しありましたように、4,000トンの削減目標に向かって、今全道の各酪農家さんの方で対応をやっておるわけですが、その中で士別市におきましては、79トンが一応配分になっているとお聞きしております。これに対して、余乳の処理の部分なんです、各酪農家さんにおきましては、生まれただけの子牛に絞りたての生乳を飲ませたり、あるいは搾乳能力の落ちた牛、あるいは乳質の落ちた牛、こちらの牛を売却することによって、その余乳への対応を図っているということでお聞きしております。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田村委員。

委員（田村明光君） 取り組み状況は、今言われたようなことで取り組んでいるんですが、もう既に、ほかの農協では廃棄しているところも出てきているというようなことで、今後どうなるのかなど、まだ決まっておられませんけれども、心配をしているところであります。

今言われたような形で牛乳を減らすといいますか、努力は農家でもしておるんですけども、急激に減らしますと、もとに戻るのに数年かかるというようなことと、この牛乳が余ったという背景には、輸入乳製品が入ってきているというような政治状況もございます。皆さん御承知のことだと思いますけれども、北海道の牛乳、東北・九州の一部といいますか、加工原料乳なんです。その中から学校給食向けですとか飲用乳、チーズ向けとかいろいろあるんですけども、大体先ほど言いました輸入の数量なんですけれども、国内で生産される乳製品の総量が1,200万トン、そのうちの3分の1に当たる約400万トンぐらいが毎年輸入されていると。輸入元でありますアメリカ、カナダ、EUでは、自分たちは高率の関税をかけている。そして輸出するときには、補助金をもらって輸出をしているということなので、日本に入ってくる時には日本国産品よりも安く入ってくるというような背景があるわけです。そういう生産状況の中で乳価は下がっていく。下がっていくんで経営が成り立たないので、増頭して努力をした結果、また牛乳が余るという悪循環なんですけれども、そういった輸入をストップさせる。それから、加工品の在庫なんです、バター、チーズ、脱粉、毎年乳価が決まる寸前になると、在庫が増えるんですね。乳価が決まったら在庫が減ると、奇妙な動き方もたまにあるんですけども、自治体として、この輸入をストップさせる運動ですとか、在庫確認が自治体としてできないのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 池田主幹。

農林振興課主幹（池田政幸君） お答えいたします。

ただいま委員からお話しのございました輸入品のストップの部分についてでございますが、これは私ども一市町村としては難しい問題でございまして、ただいまWTOの部分でも乳製品を含めた協議が行われていまして、その中での協議を注意深くまずは見守っていこうという状態でございます。

もう一つお尋ねの加工品の在庫量の変化の部分でございますが、在庫品の在庫状況の確認に

つきましては、これは国の方でやられております。その在庫状況を私どもは把握しているという状況でございます。今お話にありましたような乳価交渉が終わった後、急に在庫が減るという状況につきましては、今後、関係機関にもお聞きして調べてまいりたいと思います。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田村委員。

委員（田村明光君） まず、在庫積み立て、申告制なのか、国もどうやって調べているのかわかりませんが、ぜひ政治的な戦略として使わないでいただきたいなというふうに思っております。

それから、加工乳価でございますけれども、加工乳には安いということで国からの補給金がございます。ただ、全道枠と申しますか、数量は決められる中での枠なものですから、数量が減れば当然金額も減るということで、1999年240万トンの枠だったんですが、2005年は205万トンと、35万トン現状で減っております。今年の補給金とその限度数量は決まったかどうかわかりませんが、今月9日に、食料・農業・農村政策審議会の畜産部会というところで毎年審議をされて、9日に決まるというふうに報道されているんですけども、もし情報が入っていれば、限度枠の数量と補給金を教えていただきたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 池田主幹。

農林振興課主幹（池田政幸君） お答えいたします。

ただいまのお話にありました加工乳に関する限度枠の関係でございますが、平成17年度に対して18年度は2万トン減の203万トン、補給金の単価につきましては10円40銭ということで、そのまま据え置きとなっております。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田村委員。

委員（田村明光君） 203万トンと10円40銭というのは、決定としてよろしいんですね。はい、すみませんでした。

それから、生乳の処理能力の問題で、今、十勝地方に建設が予定されている明治乳業のチーズ工場で、今もう既に現在ある建物について処理能力をオーバーしそうだという背景にあるんですけども、ただ、処理の切り札と、余乳の切り札だとされておりますけれども、チーズ向けは、加工原料に先ほど言いました補給金を入れて、成分で若干違いますけれども70円前後、チーズ向けになりますと、それが40円前後に単価が落ちるということで、これは所得がかなり激減になるということで価格保障が必要ということで、自治体としてその辺の上に向かっての運動と申しますか、努力と申しますか、ぜひお願いしたいと思いますので、その点について若干伺いたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 相山経済部次長。

経済部次長（相山佳則君） 今の加工のうちのチーズのお話ございましたけれども、実際の道内のチーズの生産能力と申しますのは、現在で生乳ベースで30万トンの生乳をチーズに処理す

るという能力がございますけれども、再来年ですから、平成19年に向けてさらに20万トンの能力を持った工場を道内に建設するというので、先ほどからお話でございますように、今、牛乳の消費が落ち込んで、さらに脱脂粉乳ですとか、バターですとか、そういった在庫量も余ってきているというような状況の中で、チーズが堅実に伸びるということで、そちらに期待がされているということでございます。

ただ、今、委員からお話ございましたように、加工用の乳価の中でもチーズとなりますと、物によっては30円、40円ということで大幅に落ちるとということ、それと乳価、生産者の方々にそれぞれ配られる場合にはプール乳価といいまして、全部牛乳で飲まれても、チーズになっても、脱脂粉乳等々になっても、最終的な売れた金額をそれぞれプールして配られるということで、チーズに振り向けられるということになりますと、加工乳から比べると相当単価が落ちるとということで、そういったことでプール乳価の中では手取りが下がるということもございます。これは、今のこのプール乳価になったときの手取りが下がるということに対して、ホクレンですとか中央会ですとか、いろいろなところでこれの手当てをどうしようかということとで協議されておりますけれども、現段階で私どもとして具体的にこういった行動を起こすということは、この時点では申し上げられないんですけれども、今後そういったいろいろ農協等と協議をしながら、我々としては果たす役割という部分があれば、しっかりと行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 田村委員。

委員（田村明光君） 最後ですけれども、現場で働いている農家の方々、水田、畑作含めて酪農家も同じなんですけれども、今後頑張っていきたいなというふうに思っておりますけれども、最後をお願いになってしまうのかもしれないけれども、乳製品の消費拡大ということで、市が主催するいろいろな会議がございますけれども、そのときにお茶は出てくるんですね。なかなか牛乳は出てこないな。可能な限り牛乳、そういう場合がありますたら、牛乳を出していただければありがたいなと、ぜひそうしていただきたいというふうに思って、質問を終わります。

副委員長（穴井芳明君） ここで午後2時45分まで休憩をいたします。

（午後 2時25分休憩）

（午後 2時45分再開）

副委員長（穴井芳明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。田宮委員。

委員（田宮正秋君） それでは、総括質問を行いたいと思います。

4月の選挙結果によっては、最後の総括質問になるかもわかりませんが、そういった

面では前向きな答弁をいただきたいと思っておりますけれども、初めに、子育て支援策についてお伺いいたします。

2006年度予算、政府衆議院を通りましたから、子育て支援策の最大のポイントは児童手当の大幅な拡充であります。支給対象を現行の小学3年終了前までから小学6年終了前までに拡大しました。さらに、所得制限を夫婦と子供2人の給与所得家庭の場合でも、780万円から860万円までに緩和されました。この結果、支給率というのは85%から90%に引き上げられ、2005年度で約940万人の支給対象児童数が370万人増えて約1,310万人になり、給付総額も2005年度6,425億円から約41%増の9,020億円となります。

そこで、本市の2005年度の実績と、2006年度の児童手当の対象児童数と給付総額と率をまずお伺いいたします。

副委員長（穴井芳明君） 山口児童家庭課主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） ただいまの児童手当の2005年度、平成17年度の実績についてでございますけれども、まず延べ児童の人数ですけれども1万7,070人、総支給額につきましては9,827万5,000円となっております。1年間の受給者の世帯の関係を報告いたしますけれども、2月の定時払いの時点で約950世帯、児童数にして1,450人というようなことになっております。

それで、2006年度、平成18年に向けての計画でございますけれども、3歳引き上げとなる部分につきましては分けて報告をしたいと思いますけれども、現在の小学校3年生までの部分につきましては、総体で延べ人数1万8,000人、給付額については1億481万円というようなことで予定しております。今回拡大する3歳分についてですけれども、延べ児童数で5,160人、給付額につきましては2,880万円、合わせまして延べ児童数では2万3,160人、給付額は1億3,361万5,000円ということで推計をして予算を策定しております。

それで、実際の給付率の関係についてでございますけれども、先ほど委員が申し上げましたとおり、国の推計では5%程度引き上げて90%までになるというような状況でございますけれども、実際に公務員の関係につきましては、私どもで扱っておりませんので、全体的なことはわかりませんが、ただ、今の支給制限限度額が引き上げになるということで、これらを推計いたしますと、現在これで支給対象となって支給となっていない方が10数件というような状況でございます。この限度額を引き上げることによって、これの方が吸い上げることができるかどうかは疑問でございますけれども、実際に国で言う、今で85%が土別市においてはこの率がもう少し高いのではないかというふうに思っております。全体の支給対象者から見ますと、この10数件の方が限度額をオーバーしているということから考えれば、仮に今回の限度額の引き上げによってこれらが救われたといたしましても、総体で1~2%の上昇になるかなというふうに思っております。

そういうことからいたしますと、国では90%までというような支給率になっておりますけれども、本市においては、現在国よりも高い支給率だと推計しておりますし、合わせて1~2%の部分が新たに支給者ということになれば、国で言う5%よりは実際に支給部分が少なくなる

かとは思われますけれども、おおよそこのようなことが推計されるというふうに考えておりません。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 公明党が自民党と連立組んで、今年の10月で7年ですけれども、連立組む前は3歳未満だったんですけれども、組んでから小学校就学前、第1子から、そして小学3年生になりまして、そして新年度には小学6年までということになってきたんですけれども、それで小学6年まで拡大されたわけなんですけれども、例えば今まで小学3年までの人は、これは請求しなくても6年まで行くと思うんですけれども、そうじゃない人、例えば今まで新年度5年生になるとか、6年生だとか、そういう人の手続だとか、そういうのはどのような形の中で保護者はしなければならないのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 山口主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） 今回の制度改正に伴っての手続についてでございますけれども、まず、現在この児童手当法の改正案につきましては、国会で審議中でございます。あくまでも4月1日施行ということで進められておりまして、これに伴って政令、省令が改正される予定になっております。あくまでも予定でありますけれども、4月1日以降の手続といたしまして、今、委員がおっしゃるとおり、現在小学校3学年、いわゆる4月1日時点で4年生になる方につきましては、現在受給資格がついている方につきましては、自動的に継続の取り扱いとなります。そういったことで、新たな手続は必要ありません。

それから、今年の4月1日において新たに小学校5年生、6年生になる児童を持つ保護者の方につきましては、平成18年3月31日の時点で、弟さんとか妹さんがいらっしやいまして、児童手当を受給していたという場合につきましては、新たに支給対象児童が増えるということで、額改定認定請求の手続が必要になります。

それから、弟さん、妹さんがいなくて、児童手当を受給していない場合につきましては、新規の扱いとなりまして、新たに認定請求の手続が必要になります。

それから、もう一つですけれども、これまで所得制限限度額を超えていたことから児童手当を受給していない保護者の方につきましては、今回の改正によって新たに児童手当を受給できる場合があります。これに該当する方につきましては、認定請求の手続が必要となります。

先ほど委員がおっしゃってましたとおり、平成12年、それから平成16年、いわゆる年齢引き上げの改正がありました。そういったことで、この手続につきましては同じような状況にはなるんですけれども、やはりこれを知らなくて請求なり手続をしなかったということで、不公平をこうむった方がいらっしやるかと思えます。極めて重要なことなんですけれども、今回の制度改正に伴っての手続が必要な方は、今の予定では、平成18年、今年の9月30日までにこのような手続を行った場合は、4月までさかのぼって支給対象となるというようなことで通知が入っております。これが仮に10月1日以降の手続になりますと、手続をした月の翌月分からの

対象となるということで、これについては十分留意をしなければいけないかと思います。簡単なことですが、手続に必要なものについては数点ありますので、該当するという方につきましては、市の方に問い合わせするなり、あるいはこれから広報等で周知いたしますけれども、こういったことで、こちらの方としても抜かりなく対応していきたいというふうを考えております。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今御答弁ありましたとおり、10月1日以降になったら、その前の分はもらえないんだと、そういうことなものですから、その周知徹底、これは全部いただいたら大体1億3,361万5,000円ということで、第1子、第2子は5,000円、第3子以降は1万円の児童手当がもらえるわけですから、特に今回所得制限が緩和されたと、そういった面で今までもそういう子供さんがいても、手続した場合に所得オーバーですよ、だからだめですよと言われた方もいるかもわかりませんが、そういった面ではこういうのを広報等で周知徹底して、やっぱりそういう人がないようにやっていただきたいと、それは今言われたとおり広報でちゃんとやるということですから、やっていただきたいと思います。

また、同じ子育て支援策について、出産一時金について、これは健康保険法改正案で医療制度改革関連法案が本年2月1日に閣議決定されたわけなんですけれども、今通常国会の成立を目指しておりますけれども、これは衆議院を通りましたので、参議院もちゃんとなっていくと思いますけれども、その内容を見ますと、今年平成18年10月から出産一時金を現行30万円から35万円に増額すると、こういうことなんで、政管健保、これでは平成18年10月スタートする予定なんですけれども、これは私の記憶違いかも知れませんが、いわゆる政管健保と国保と同じ金額じゃなかった時代もあったんじゃないかと思うんです。そういうのも含めて、平成18年10月から政管健保が30万円から35万円になるんですよと、そうすると市町村の国保では35万円を支給するようになるのか。今の予算書を見たら30万円で29人分の予算が出ていますけれども、それが今度10月になったら35万円を支給するという、そういうふうになるのかどうか確認しておきたいと思います。

副委員長（穴井芳明君） 菅井市民課主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） お答えいたします。

出産育児一時金につきましては、国は急速な少子・高齢化が進展する中で医療制度改革を推進するために、委員さんおっしゃるとおり、支給金額を30万円から35万円に引き上げ、本年10月から実施することになったところであります。本市におきましても、その趣旨を踏まえまして、現行30万円の支給となっておりますが、本年10月から35万円に引き上げることといたしまして、国保運営協議会で協議をいただいた上、本年6月の議会に条例改正を提案いたしたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ぜひそのようにしていただきたいと思います。

次に、今議会でも、いわゆる高額医療費の窓口払いの負担についてということで、私もここ何年か前に60歳を超えた婦人の方から相談を受けまして、それはどういうことかと言いますと、子供さんが東京の方に行っているということで、それで御本人が入院された。そのときに一番困ったのは、自分で負担する限度額、7万2,000何ぼだったら7万2,000何ぼ、それで済めばいいんだけど、幾らかかるかわからない。そういった面で結果的にそれで済まなかったんですけども、何とか市で借りましたよと、95%ですか、貸してくれるのは。その後でまた病院へ行って、市役所へ行って、また病院へ行ってとか、我々は車に乗りますから別にどうということはないんですけども、やっぱりそういう車もない、ハイヤーでやらなければならん、また歩かなければならんということで、窓口で自分の額だけ払えば、それでいいんじゃないだろうかということ、もう2年ほど前に伺って、今回も一般質問とかいろいろな形の中でありましたけれども、今3月7日、参議院の予算委員会で公明党の木庭議員が、いわゆる高額医療費の窓口払いの負担軽減について、現在、入院して高額な医療費がかかった場合、患者は3割の費用を窓口で支払い、後から自己負担限度額を超えた分が償還されると指摘、窓口で一たんだ額の費用を支払わなければならない現制度を改正し、窓口での支払いを自己負担限度額にとどめるよう主張した。それに対して川崎二郎厚生労働相は、入院して高額な医療費がかかった場合に、医療機関での窓口の支払いを高額療養費制度の自己負担限度額にとどめ、償還払いされる部分を支払う必要がないようにしたいと国会で答弁されております。これは来年4月ですから1年後なんですけれども、やはりそういった面で、これはまだ参議院を通過していないといえども衆議院も通っちゃって、もう来年のことなんですけれども、そういった場合に、土別は今までもそうやって貸し付けをしていた。すべての自治体がやっているわけじゃないですから、そういった面では土別というのは進んで、弱い立場の人にそういう制度を設けたというのはすばらしいと思うんですけども、これがこうやって国会で決まって、来年4月になった場合に、土別もそういうふうに移行していくのかどうか、そこら辺をお伺いしておきたいと思っております。

副委員長（穴井芳明君） 菅井主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） お答えいたします。

新たな高額医療制度でございますけれども、69歳以下の世帯につきましては、現在、医療機関において3割あるいは2割の一部負担金を払っているものであります。それで、自己負担限度額までの支払いにとどめるものというのが新たな制度でございます。まだ新聞報道以外の詳細な情報についてはない状況ではありますけれども、入院や手術で高額な医療費がかかった場合など、医療機関への支払いのために一時的に多額のお金を用意する必要がある現在の制度に対しまして、新たな制度は自己負担限度額までを用意すれば済むという、被保険者にとってはより優しい制度というふうに考えております。今後、来年4月に向けまして新たな制度の内容

が明らかにされると思いますので、本市におきましても実施する方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 私もその新聞記事を持って、その御婦人のところへ持っていったら、来年の4月のことですけれども、「ああ、そうやってくれたら助かるね」と本当に非常に喜んでいて、1年後のことですけれども、またそのようになったらよろしくお願ひしたいと思います。

次に、障害者自立支援についてお伺ひいたします。

きのうの寺下委員の質問にもありましたとおり、社会福祉法人愛成会、知的障害者・精神障害者に対していわゆる障害年金2級ぐらいだったら低額、無料ですよと、お昼御飯を食べても130円ぐらいですよと、そういった面で寺下委員も喜んでおりましたけれども、私も所得の低い人はできるだけ負担の少ないように、ただ所得のたくさんある人にはそれだけの負担してもらいますよと、そういった面で障害者自立支援法というのは、今まで支援費というのは身体・知的が対象だったんですけれども、蚊帳の外だった精神が一緒になって、3つの障害者をすべてやっぱり国が2分の1をあれしてやっっていこうと、そういった中での支援法だと理解しておりますけれども、まず、先日、田子市長も、いわゆる名寄のそういう精神神経科が少なくなるということで本当にあれしましたけれども、国は、本当に入院している方を退院させて、そして働く場だとか、そういうのを就労の場の確保だとか、そういう面でこれからいろいろな政策というのは出てくると思うんですけれども、例えばいわゆるある一定規模の企業、または自治体にしてもそうなんですけれども、いわゆる法定雇用率というのがありまして、何十人以上使っている企業は何%の障害者をという形になっていると思うんです。それで、私の記憶では、去年か今年から、今までは障害者でも知的と身体はその法定雇用率の対象だったんですけれども、精神は違ったのが、今度新たに精神障害者も法定雇用率の中に入るんですよと、そういうふうになったと思うんですけれども、そこら辺をまずお伺ひいたします。

副委員長（穴井芳明君） 宮沢保健福祉部次長。

保健福祉部次長（宮沢勝己君） 障害者の法定雇用率の関係でございますけれども、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の雇用状況についてでありますけれども、名寄職安が平成17年6月1日現在でまとめました上川北部の状況について申し上げますと、障害者の法定雇用率の対象となる民間企業、これは従業員56人以上の企業でございますけれども、この法定雇用率は1.8%になっております。これに対しまして、上川北部の状況は1.47%の雇用となっております。また、国・地方公共団体、職員数48人以上の機関ですけれども、法定雇用率は2.1%に対しまして2.5%の雇用となっております。

それと、ただいま田宮委員の方からお話しありました、この法定雇用率の対象となる障害者ですけれども、現在までは知的・身体障害者ということでしたけれども、今年の4月1日からは精神障害者もその雇用率に入ってくるということでございます。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） そういった意味では、就労の場の確保という面では、これはそういう愛成会で小規模作業所、そういうのもありますけれども、一般企業にそういう障害者の就労の場等確保という面では、行政側もこういう自立支援法ができたわけですから、これは国も道も市もやっぱり積極的に進めていかなければならんと、そのように考えるんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

副委員長（穴井芳明君） 都福祉課主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 就労の場の確保についてお答え申し上げます。

就労の場の確保についてであります。現在の経済状況の中、障害者に対する就労の場の確保については非常に厳しい状況にあります。障害者を受け入れていただいている事業所は、本市においても非常に少ない状況にあります。

そこで、障害者の就労の場といたしまして、土別市内では、社会福祉法人土別愛成会が運営しております精神障害者と知的障害者の小規模通所授産施設が2カ所、朝日地区で地域共同作業所1カ所の作業所において生活訓練や作業訓練を行っており、就労、自立に向け努力をいたしております。また、そのほかの就労の場といたしまして、市立病院での洗濯作業に精神障害者が3名、福祉の店シュベツにおいては、現在、身体、知的、精神障害者の方が6名就労しております。さらに、つくも園で実施しております就労支援事業であります。一般就労をされている方が5名、また、つくも園が運営しております喫茶店で手伝いをされている方が5～6名おります。そのほか、市内の事業所においては、クリーニング店、デパートなどで数名の障害者が就労しております。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 自立支援法ができたばかりですので、今後、国・道からいろいろな情報と入ってくると思うんです。そういった面では、いろいろな形の中で障害者の就労の場の確保だとか、そういうのを積極的にやっていただきたいと、このように思うんですけれども、まず、今、土別の精神神経科の入院病棟が閉鎖されましたよね。そのことによって、市でどのような事業を実施し始めたのか、そこら辺をお伺いいたします。

副委員長（穴井芳明君） 宮沢次長。

保健福祉部次長（宮沢勝己君） お答えいたします。

精神障害者の地域生活支援事業についてでございますけれども、この事業を市単独事業で行っておりますけれども、この事業を実施するに至った経過としましては、平成14年1月31日付で市立病院の精神神経科の入院病棟が閉鎖されたこと、また平成16年5月1日から精神神経科の外来診療が出張医になったこと、さらに、病院にあった喫茶店オアシスというのがございましたけれども、そこで精神科の看護師が精神障害者の相談指導に当たっておりましたが、この

喫茶店での患者の利用が少なくなったこと、さらに、職員の配置等の関係から、この喫茶店を廃止しなければならないというようなことがございました。このような中、精神障害者本人を初め家族などに対して、日常生活に関する悩みや不安など、地域で生活していくための相談や指導の窓口が必要であるということから、名寄市にあります道北センター福祉会に委託しまして精神障害者の相談支援事業を実施しております。事業の内容としましては、毎週月曜日、水曜日、金曜日の3日間、午前10時から午後4時まで、名寄から指導員が参りまして、相談指導に当たっていただいております。現在ここに登録されている方につきましては32人で、1日平均5.8人の利用となっております。委託事業費につきましては280万円ということになってございます。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） よく補助事業でやっている自治体というのはたくさんあるんですけども、市の単独事業でやっているというのは、本当に道北の障害者のリーダー的な方に言わせたら士別はすばらしいですねと、単独で280万円の事業をやっているんですねと、ほとんどは補助事業でやっているんですよと、そういうのを聞きまして、その話の中で、いわゆる今度、自立支援法が10月からスタートするんですけども、一部4月1日からですけども、そのときにもう20万円出したら、280万円の単独なんですけども、もう20万円出して300万円出したら、補助事業になって道からも300万円来るんですよと。士別市さん、そうやって単独で今までやってきたんだけど、補助事業にできないんですかという、そういう話を聞いて、そんな20万円出して300万円にして道から300万円来るんだったら、それにまた事業拡大するといったら、国からの補助金出るんですよと、そういう話を聞いたんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

副委員長（穴井芳明君） 宮沢次長。

保健福祉部次長（宮沢勝己君） お答えいたします。

現在、市単独で行っております精神障害者の地域生活支援事業を、新しい自立支援法に基づく地域活動支援センターに移行して行く場合、道の補助がございしますが、事業費の基準額は年間1,200万円で道の補助が2分の1となっております。この場合、職員を常勤1名、非常勤1名の確保が必要ということになります。これは現実に行う場合には、委託ということなろうかと存じます。そこで今後、士別でこの事業を実施することについてはどうかということでございますけれども、現在行っている精神障害者の地域活動支援事業をこの補助金を使って移行するとなりますと、全体の事業費が1,200万円で600万円の一般財源が必要ということにもなります。また、委託先の問題もございします。それから、精神障害者を指導する精神保健福祉士の有資格者が少ないこと、それから、また、今行っております地域生活支援事業が開設して間もないという、そんなこともございしますので、現段階でこの事業への移行は難しいのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） そうなんですよね。280万円で20万円出せば300万円で、そしたら道から300万円来るんですよと、そういうことだったんです。それは事実なんです。だけれども、これは10月から始まるんです。半年なんです。ですから、300万円じゃなくて600万円要るんです。市が600万円することによって、道も600万円来るということで、そういった面で難しいという話なんですけれども、ただ、やはりこれは始まったばかりですから、もう10月から始まるんですけれども、今度いろいろな形態、国・道も市もそうですけれども、責任があるんです。とにかく入院している人たちを表に出すわけですから、そしたら住むところだとか就労の場の確保だとか、これはやっぱり国・道・地方自治体というのは責任を持ってやっていかなければならないと思うんです。そういった面で、今は難しいかわかりませんが、いろいろな流れの中で、やっぱり名寄あたりは、そういう資格を持った人たちがたくさんいるみたいですから、そういった面でいろいろな情報も早いみたいですし、そういった面でやっていっていただきたい、このように思います。

次に、再任用のことについてお伺いいたします。

それでは、再任用の中でワークシェアリングも入ってくるんですけれども、新年度からいわゆる再任用を凍結して1,403万9,000円、それで今回凍結されたわけなんですけれども、これを実施してからの再任用で支払われた給与総額、これについてお伺いいたします。

副委員長（穴井芳明君） 石川総務課主幹。

総務課主幹（石川 敏君） お答えいたします。

再任用制度につきましては、平成14年度から導入いたしております、本年平成17年度までということで4年間で延べでありますけれども、トータル21名の方が雇用されておまして、その総額でありますけれども、平成17年度はまだ確定しておりませんので、見込みでお話をさせていただきますけれども、4,658万円になっております。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 私も今、民間企業がいわゆる高校を卒業してもなかなか働くところがないということで、ワークシェアリングや何かも話してきたんですけれども、これを実施してから昨年まででよろしいですけれども、そのワークシェアリングで働いた人の給与総額というのは幾らでしょうか。

副委員長（穴井芳明君） 石川主幹。

総務課主幹（石川 敏君） お答えいたします。

ワークシェアリングにつきましても、平成14年度から実施してございます。平成16年度は実施しておりませんので、平成17年度も含めてお答えさせていただきますが、人数がトータルで9名、この9名に支払われた賃金等につきましては、平成17年度見込みも含みますので見込み

でお話しをさせていただきますけれども、1,091万円になってございます。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今回の議会でも、いわゆる高校出ても、なかなか働くところがないという話も出ていましたけれども、それで新年度にワークシェアリングの雇用予定人数と、今決まっているというか、応募してきた人たち、その人数がわかれば教えてください。

副委員長（穴井芳明君） 石川主幹。

総務課主幹（石川 敏君） お答えいたします。

本年度採用試験を実施しなかったことから、平成18年度におきましても、ワークシェアリングの導入を予定しております。そこで、予定人数でございますけれども、事務職を4名予定しておりまして、この2月16日から3月3日までを受付期間として募集をいたしました。そうしたところ、応募者につきましては1名ということでございましたので、さらに3月9日まで受付期間を延長いたしましたけれども、応募者につきましては結果1名ということでございました。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 一般質問のたしか答弁では、就職を希望する人は56名、その中で13名が決まっていない。そのような答弁があったんですけれども、そうしたら、その13名の中の1名しかワークシェアリングには応募してきていないと、そのようにとらえてよろしいんですか。

副委員長（穴井芳明君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

確かに先般の一般質問の答弁の中で、そういった人数が報告されたかと思いますが、私どもワークシェアリングの制度そのものに乗った形で、高校新卒者の方が残念ながら1名しか応募がなかったということでございます。ただ、その背景にありますものは、推量ではございますけれども、言ってみれば各種学校等の進学、上級学校に対する進学等々、そういった背景も中には含まれているのではなかろうかというふうには考えます。あわせて、市内におきますほかの企業等の部分の就職の状況等々も、まだ経過の段階ではなかろうかというふうには推量いたしているところでございます。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） そうすると、今現在は1名だと、2月16日から3月3日までやったけれども1名、9日まで延ばしたけれども。ただ、4月1日までに例えば考えが変わって、応募してきた人がいたとしたら、いや、それはもう締め切りましたと、そうなるのかどうか。

副委員長（穴井芳明君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

ワークシェアリングの募集状況については、今の私どもの答弁のとおりでございますけれども、ただ、今の56人中13名がまだ決まっていないう中で募集が1名と、こういう結果でございますけれども、学校の先生方の話を聞くところによりますと、まだ状況が決まっていないうと、その中には就職が決まったとか、そういったまだ決まっていないう方中にはいると、こういったことも聞いておりますので、私どもワークシェアリング4名という予算枠を構えておりますので、ちょっと時期を多少ずらした中で改めての募集、こういったことも考えてみたいなと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ぜひそうしていただきたいと思うんです。

それで、やはり子供たち、高校生でもやっぱり卒業したら市役所に、地元に残って、土別の大企業といったら市役所ですから、そういった面に残って市役所に入りたいと。ところが、募集がないから入れないと。そうした中で、今、団塊世代も一般世間でも言われていますけれども、大量に退職していくと。そういった中で、これは先に聞いちゃった方がいいのかどうか、平成14年にもらった資料を見ますと、本当に今年度、平成18年3月ですから平成19年度ですか、平成20年になったら大量に27名という、極端に言ったら平成18年から22年の5カ年、改革プランの5カ年、これで96名退職するんですね。その中には助役の名前も入っていますけれども、そういった面で、これは土別市だけです。それで、今、合併しましたから、それで集中改革プランの中では、退職者数及び採用者数の見込み、平成22年4月1日における定員目標を明示しなければならんと、これは一般質問でも3月に出す、4月に出すとかとなりましたけれども、退職する人数をお伺いしておきたいと思えます。

副委員長（穴井芳明君） 石川主幹。

総務課主幹（石川 敏君） お答えいたします。

ただいま田宮委員の方から団塊の世代という言葉がございましたけれども、合併後、明年度平成18年度から5カ年の数字でお答えしたいと思うんでありますけれども、平成18年度におきましては14人、平成19年度におきましては28人、平成20年度におきましては20人、平成21年度におきましては15人、平成22年度におきましては16人と、合計93人の退職者が出る予定でございます。

以上でございます。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 私が先ほどお話ししましたとおり、平成14年6月1日にもらったやつなんです。それを見たら土別市だけのです。それで96名なんです。今、合併してどうなんですかと言ったら、93名となってきたんですけれども、そしたら、朝日の方は、この年代では余りいらっしやらないということなんですか。

副委員長（穴井芳明君） 石川主幹。

総務課主幹（石川 敏君） ただいま申し上げましたのは、定年退職を迎える方でありまして、これまでに途中で退職した方がいらっしゃると思います。

以上です。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） まだ数字としては答弁来ないかわかりませんが、最後に、高校生、中学生に夢を与えるといいますか、ずっとこうやって新卒者を募集しないですよと、そういうふうになってきているんですけれども、それで何年ごろから 退職者数というのはもう大体わかっているわけですから、でもやっぱり定数が幾らがいいのかと、集中プランの中で5年後のそれを明示しなければならないですから、それに対して雇うというか、採用する予定は今のところどのようになっているのか。何年後だったら大体2名なり3名なり続けて採用しますよとか、そういう考えは今のところまとまっていないんですか。

副委員長（穴井芳明君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

今後5年間においては93名の退職者が退職を迎えるわけでございますけれども、そうした中であって、93名というのは、例えば12月1日現在で、市立病院の医療職を除きますと約400人ちょっとの職員がいるわけでございますけれども、この5年間に100名近い職員がやめるとなりますと、4分の1の職員が5年間の間に退職を迎えると、こういった状況になるわけでございます。そうした中でサービスの維持とか、あるいは職員の年齢構成、こういったことを考えますと、職員の採用、こういったことは行っていかなければならないだろう。

ただ、こうした中で、平成17年度あるいは18年度と2カ年連続職員の採用を行ってきておりませんので、その後こういった93名の定年退職を迎える、こういった状況が出てきますので、これらを踏まえた中で、職員の採用というのはきちんと検討はしていかなければならないだろうと、このように考えております。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） そうなんです。ですから、平成19年度になったら28名、平成20年度は20名、大量にやめていくんです。はっきりしているんですよ。ですから、やめる年にどんと採るんじゃないかと、やっぱりそれは今人数は出せないというのは、何年度から採用するか出せないというのは、その集中改革プランの5年後の定数というのが何ぼというのを国に出さなければなりませんから、それが決まっていないから出せないというふうになっているのか。それとも、それはそれとして、定期的にやめる人数が決まっているんだから、93名5年間でやめるんだから、じゃ、そしたら来年から5名ずつ雇うとか、そういう前向きな考え方というのはできないですか。

副委員長（穴井芳明君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今、総務部長の方からもお話しさせていただきました。今、話もありましたように、約100名近くこの5年間で退職という形になります。当然そういった関係について

は職員の補充をもって充てていくというのが基本的になりますけれども、今、集中改革プランという話もございました。それで、いろいろな事務事業全体の見直しも含めて、財政の健全化とあわせていろいろな対策を講じていかざるを得ないと、そういう中には職員の定員適正化計画、これはいろいろな分野でどういう形にするかというものを含めてつくっていくという形になるわけでありまして、そういったものも勘案しながら、今後の採用計画を立てていくということになるわけでありまして、今お話しありましたように2年間、平成18年度、この4月からについては合併の問題もあったということで、そういうような経過をたどっております。それで、平成19年の4月からは一定の採用を実施していきたいと、人数についてはここでは今は何とも申し上げられませんが、来年以降につきましては定期的に採用、これはやめる人数に合致するかということは何とも申し上げられませんが、そういう考え方を持ってございますし、仮に採用を平成19年度から再開するという形になりますと、平成17年、18年、本市の方で採用がなかったということで応募ができなかった方、そういう資格があっても窓口がなかったという生徒たちもおいでになりますから、そういった方にもそういう機会を与えるというような立場で、そういうものを考えていきたい、そのように考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

副委員長（穴井芳明君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 本当に、今、助役からそういうような答弁をいただいて、やはり高校生とか本当に喜んでいると思うんです。やはり私がよくいろいろ聞くのは、市役所で民間企業に頼むのもわかるけれども、どうして市役所で募集枠がないんだろうかと、そう聞くものですから、わかります、集中改革プランとか、いろいろなやっぱり事務事業のいろいろなこと、合併もありましたし、そういった面で今、助役が言われた、来年度からそういう枠を設けて採用していきたいと、そういった面では、それをぜひ実現していただきたいと思っております。

以上で終わります。

副委員長（穴井芳明君） これにて総括質問を終結いたします。

副委員長（穴井芳明君） 次に、お諮りいたします。まだ付託案件の審議が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副委員長（穴井芳明君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時33分閉議）